

令和六年九月二十五日（水曜日）午前十時零分 開議

議事日程第三号

令和六年九月二十五日（水曜日）午前十時開議

- |      |        |                                       |
|------|--------|---------------------------------------|
| 第一   | 議第十七号  | 令和六年度山形県一般会計補正予算（第二号）                 |
| 第二   | 議第十八号  | 令和六年度山形県国民健康保険特別会計補正予算（第一号）           |
| 第三   | 議第十九号  | 令和六年度山形県港湾整備事業特別会計補正予算（第一号）           |
| 第四   | 議第二十号  | 令和六年度山形県流域下水道事業会計補正予算（第一号）            |
| 第五   | 議第二十一号 | 令和六年度山形県電気事業会計補正予算（第二号）               |
| 第六   | 議第二十二号 | 令和六年度山形県工業用水道事業会計補正予算（第一号）            |
| 第七   | 議第二十三号 | 令和六年度山形県水道用水供給事業会計補正予算（第一号）           |
| 第八   | 議第二十四号 | 令和六年度山形県病院事業会計補正予算（第一号）               |
| 第九   | 議第二十五号 | 一般職の任期付職員を採用等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について |
| 第十   | 議第二十六号 | 山形県事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例の設定について    |
| 第十一  | 議第二十七号 | 漁港事業に要する費用の一部負担について                   |
| 第十二  | 議第二十八号 | 基幹水利施設ストックマネジメント事業等に要する費用の一部負担について    |
| 第十三  | 議第二十九号 | 河川内水利施設適正化事業等に要する費用の一部負担について          |
| 第十四  | 議第三十号  | 都市計画街路事業に要する費用の一部負担について               |
| 第十五  | 議第三十一号 | 流域下水道の建設事業に要する費用の一部負担について             |
| 第十六  | 議第三十二号 | 港湾事業に要する費用の一部負担について                   |
| 第十七  | 議第三十三号 | 急傾斜地崩壊対策事業に要する費用の一部負担について             |
| 第十八  | 議第三十四号 | 山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業契約の一部変更について        |
| 第十九  | 議第三十五号 | 山形県総合文化芸術館（文化機能）の指定管理者の指定について         |
| 第二十  | 議第三十六号 | 山形県県民の森の指定管理者の指定について                  |
| 第二十一 | 議第三十七号 | 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構定款の一部変更について        |
| 第二十二 | 議第三十八号 | 山形県教育委員会委員の任命について                     |
| 第二十三 |        | 県政一般に関する質問                            |

本日の会議に付した事件

議事日程第三号に同じ。

出席議員（四十三名）

- |    |   |    |     |    |
|----|---|----|-----|----|
| 一  | 番 | 石川 | 渉   | 議員 |
| 二  | 番 | 齋藤 | 俊一郎 | 議員 |
| 三  | 番 | 橋本 | 彩子  | 議員 |
| 四  | 番 | 松井 | 愛   | 議員 |
| 五  | 番 | 石川 | 正志  | 議員 |
| 六  | 番 | 江口 | 暢子  | 議員 |
| 七  | 番 | 阿部 | 恭平  | 議員 |
| 八  | 番 | 鈴木 | 学   | 議員 |
| 九  | 番 | 伊藤 | 香織  | 議員 |
| 十  | 番 | 石塚 | 慶   | 議員 |
| 十一 | 番 | 関  | 徹   | 議員 |
| 十二 | 番 | 阿部 | ひとみ | 議員 |
| 十三 | 番 | 梅津 | 庸成  | 議員 |
| 十四 | 番 | 今野 | 美奈子 | 議員 |
| 十五 | 番 | 高橋 | 弓嗣  | 議員 |
| 十六 | 番 | 佐藤 | 文一  | 議員 |
| 十七 | 番 | 相田 | 日出夫 | 議員 |
| 十八 | 番 | 佐藤 | 正胤  | 議員 |

十九番	遠藤寛	明	議員
二十番	相田光	照	議員
二十一番	遠藤和	典	議員
二十二番	菊池文	昭	議員
二十三番	高橋	淳	議員
二十四番	青木彰	榮	議員
二十五番	石黒	覚	議員
二十六番	梶原宗	明	議員
二十七番	五十嵐智	洋	議員
二十八番	能登淳	一	議員
二十九番	柴田正	人	議員
三十番	洪間佳	寿美	議員
三十一番	矢吹栄	修	議員
三十二番	小松伸	也	議員
三十三番	吉村和	武	議員
三十四番	高橋啓	介	議員
三十五番	木村忠	三	議員
三十六番	加賀正	和	議員
三十七番	森谷仙	一郎	議員
三十八番	榎津博	士	議員
三十九番	奥山誠	治	議員
四十番	伊藤重	成	議員
四十一番	船山現	人	議員
四十二番	田澤伸	一	議員
四十三番	森田	廣	議員

説明のため出席した者

知事	吉村美栄子	君
副知事	平山雅之	君
企業管理者	松澤勝志	君
病院事業管理者	阿彦忠之	君
総務部長	岡本泰輔	君
みらい企画創造部長	小中章雄	君
防災くらし安心部長	中川崇	君
環境エネルギー部長	高橋徹	君
しあわせ子育て応援部長	西澤恵子	君
健康福祉部長	柴田優	君
産業労働部長	岡崎正彦	君
観光文化スポーツ部長	大泉定幸	君
農林水産部長	星里香子	君
県土整備部長	小林寛	君
会計管理者	山田敦子	君
財政課長	大村敏弘	君
教育長	高橋広樹	君
公安委員会委員長	北村正敏	君
警察本部長	鈴木邦夫	君
代表監査委員	松田義彦	君
人事委員会委員長	安孫子俊彦	君
人事委員会事務局長	荒木泰子	君
労働委員会事務局長	鈴木和枝	君

○副議長（矢吹栄修議員） 議長所用のため私が議長の職務を行います。

午前 十時 零分 開 議

○副議長（矢吹栄修議員） これより本日の会議を開きます。

日程第一議第百十七号議案から日程第二十二議第百三十八号議案まで及び日程第二十三県政一般に関する質問

○副議長（矢吹栄修議員） 直ちに日程に入ります。

日程第一議第百十七号令和六年度山形県一般会計補正予算第二号から、日程第二十二議第百三十八号山形県教育委員会委員の任命についてまでの二十二案件を一括議題に供し、これら案件に対する質疑と、日程第二十三県政一般に関する質問を併せ行います。

質疑及び質問の通告がありますので、通告順により発言を許可いたします。

八番鈴木学議員。

○八番（鈴木 学議員） おはようございます。自由民主党会派の鈴木学でございます。

質問に入らせていただく前に、七月二十五日に発災いたしました庄内、最上地方を中心とした豪雨災害にてお亡くなりになられた方々と御遺族の皆様へ深く哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様へ心からお見舞いを申し上げます。

そして、消防、警察、自衛隊はじめ、災害救助、災害対応に当たられた皆様に敬意を表しますとともに、復旧復興に御尽力をいただいております皆様に心より感謝を申し上げます。

昨日の代表質問にて小松伸也議員の質問の冒頭にあつたとおり、執行部も議会も一丸となって復旧復興に尽力していかなければなりません。まずは、被災者の皆様の生活が一日も早くこれまでの日常に復することを願っております。

また、九月十日より、県民の皆様が議会に参画しやすい環境を整えるため、議場後方に車椅子用傍聴席と、別室に保育スペースが設置されました。保育スペースの設置は、私も委員として参加いたしました山形県議会女性・若者参画推進会議にて昨年度森田議長に提言をさせていただきました十一の提言のうちの一つでございます。

本日は、傍聴席のほかに、この保育スペースにて二組の御家族が小さなお子様を連れてモニター越しに傍聴いただいております。提言を受け入れていただきまして、速やかな設置に御尽力をいただきました森田議長と議会事務局の皆様、そして十回にわたる会議で共に議論を深めた委員の皆様へ感謝を申し上げ、私自身もさらに開かれた県議会を目指して努力してまいること、その決意を申し上げます質問に入らせていただきます。

まず初めに、山形県の誇る特産品について質問をさせていただきます。

山形県を代表する果物であるサクランボは、今年、過去に例を見ない大凶作となりました。県が当初予想として見込んだ収穫量一万二千百トン大きく下回り、八千七百トン程度という見込みが発表されました。これは、深刻な凍霜害に見舞われた令和三年の収穫量九千六百十トンを下回り、近年では過去最低の収穫量となります。

昨年の猛暑で双子果が多くなったことに加え、収穫期に高温が続き、実がうるむ高温障害が発生し、収穫量の大幅減に至ったわけではありますが、今年のそれはもはや災害級の被害であり、自然の力によるものとはいえ、木に実ったままの収穫しても出荷できない品質のサクランボを泣く泣く地面に捨てるという作業はやりきれないものがあります。

さらに、県の作柄調査委員会では、双子果を含めると平年並みという収穫量を試算しておりましたが、そもそもうるみなどの高温障害を受ける以前に、収穫量が少なく、例年の半分程度の日数で収穫が終わったという生産者の声も多く聞き、今回の凶作は様々な事象が影響したのではないかと考えます。

そうした中、一番危惧されるのは営農継続への不安であります。サクランボ生産者の中には、令和三年の凍霜害や本年の高温障害による被害が大きく膨らんだことにより、生産に対する意欲の低下が見られ、この機会にサクランボの生産をやめようか検討していると話す方々もおります。また、新規就農した若手生産者からも、初期投資が大きいにもかかわらず毎年一定した収入を得られないサクランボを生産することは、ギャンブル性が強過ぎて主力の生産品にはできないという声も聞かれるほどです。

県は、今回のサクランボの高温障害を受け、この九月議会に「高温下におけるさくらんぼの安定生産に向けた緊急支援」として総額約一億六千万円の補正予算を計上し、高温対策に必要な資材や設備等への補助、佐藤錦から暑さに

強いやまがた紅王や紅秀峰への改植支援等を打ち出しており、生産者や議会の声を反映させる内容となっていることは一定の評価をいたしております。

一方で、生産者によっては一度に大きな設備投資ができないことや、一定の収入を確保するためにも少しずつ改植していかなければならないことなどから、今回の補正にとどまらず、来年度以降の当初予算にもしっかりと予算化し、継続して長期的に支援事業を行っていただきたいと提案するものであります。

さらに、生産継続を支援する観点から申し上げますと、高温対応や省力型生産の雨よけハウスへの転換に対する補助だけでは、サクランボの生産をやめてしまうことに歯止めをかけられるとは思えません。既に育てている木を生かし、既存の雨よけハウスの建て替えや修繕をする場合についても補助が必要だと考えます。ハウス用のパイプをはじめ、資材や肥料などは毎年価格が高騰しており、サクランボを山形の主力品として位置づけ、生産を継続してもらうならば、多様な生産状況に合わせて補助をしていくこと、すなわち生産自体に補助が必要と考えます。

茨城県では、名産のサツマイモの生産拡大と畑の確保や荒廃農地の再生などに補助金を出し、さらには、サツマイモを作付するために畑を貸した土地の所有者にも協力金を支払うなど、生産してもらうことや増産につながる前向きな補助事業を展開しており、名産品の作付面積の拡大に成功しております。

そしてもう一つ、今回の高温障害と凶作を通じて思うところがございます。それは、サクランボに関する情報提供についてでございます。

まず、作柄調査委員会では、例年収穫量の予想を発表しておりますが、今回のケースのように、その後の気象状況の影響で収穫量に変化もあるため、五月に予想収穫量を出すことがかえって現場に混乱を生じさせるのではないかと考えます。

また、県がサクランボの収穫が終わりを迎えた頃の六月二十日になり、ようやく予想収量一万二千百トンを下回る見込みだと明かしたことに對し、我が党の森谷仙一郎議員が農林水産常任委員会にて情報発信の遅れを指摘したところ、執行部からは、「全体を把握しないまま収穫量が少なくなると発表すれば、山形県に行っても駄目なんだと思って山形県に来なくなるだとか様々な影響が考えられるので、県全体として少なくなりそうだと発表することについてはなかなか難しかったと思っている」と観光面に配慮した旨の答弁をされました。私は、この答弁を聞き、強い違和感を覚えました。

供給量は、当然ながら価格に影響いたします。今回のような大凶作の中では、何とか収穫できたサクランボが少しでも高く売ることが生産者にとっての救いとなります。少なからず、農林水産部においては、生産者側に寄り添う部局として、観光面への配慮だけでなく、生産者のことを第一に考え、価格に反映されるよう、供給の見込みを知らせていただければよかったですと思っております。

また、今回の凶作について、サクランボを卸している業者の方や小売業のバイヤーの方と意見交換をした際にも、「山形県の情報は当てにならない」だとか「農家さんからの情報であらかじめ他県産を手配していた」といった声もありました。今回の凶作で他の産地の需要が増えたことに加え、提供する情報に対する信用を失えば、山形県のサクランボから他県のサクランボへの引き合いが強くなることも懸念されます。収穫量や収穫時期、生育状況等、今後の情報提供の在り方についても検討が必要であると考えます。

気候変動への対応をはじめとして、生産者が減少していく中、フルーツ王国山形の主力品となっているサクランボの位置づけをどのように考えているのか、県の主力の生産品とするならばどのように支援していくのか、県の御所見を農林水産部長にお伺いいたします。

次に、山形のもう一つの特産品であります漬物について質問いたします。

多種多様なおいしい漬物の名産地である山形県は、「西の京都、東の山形」と評されております。県内の各地域で様々な漬物が生産されており、山形を代表いたします青菜漬けやおみ漬け、庄内地方の民田なすの漬物、大石田のペそら漬け、米沢の雪菜漬けなど、山形の多様な食文化を表しており、味、香り、歯応え、見た目など五感を使って楽しむことも漬物の魅力であると思えます。

もう一つの魅力は、地域のお母さん方が作る手作りの漬物です。こちらはさらにバリエーションに富んだ漬物が多く、地域の直売所や道の駅などでも人気の商品となっております。

しかし、二〇一二年に北海道の食品会社が製造した漬物により大規模な食中毒が起こった事件を契機に食品衛生法が改正され、規制が強化されたことにより、住居とは別に製造専用の部屋を設けること、野菜などの食材用と手洗いの二つのシンクの設置、手で触れないレバー式の水道、温度計付きの冷蔵庫の設置などが求められるようになりました。そして、本年六月一日からは、三年の経過措置期間が過ぎ、改正法の完全施行となっております。また、許可の取得にも一万五千円の費用が新たにかかることとなり、個人で製造販売を行う方々にとっては費用負担も重くのしかかることとなります。

そもそも、漬物作りを行っている方々は高齢の方が多く、法改正による規制強化や、新たな許可取得とその費用負

担をすることは漬物製造をやめるきっかけになってしまうのではないかと危惧しております。

いぶりがっこで有名な隣の秋田県では、設備投資に上限一千万円、三分の一以内の補助を行っているほか、共同加工場を整備し小規模生産者を支援している市町や、新規参入者も補助対象として後継者確保に努めている自治体などもございます。

また、漬物生産者は個人や小規模で行っている方が多いことから、生産以外の宣伝や販売までには手が回らないとの声もございます。直接的な事業者や生産者に対する支援だけでなく、各地の漬物の魅力発信や販売支援等、生産以外の支援についても県として行うべきであると考えます。

山形の特産品であり、食の文化である漬物の生産者の減少をどのように捉えているのか、また、今後の生産や販売に関し、寄り添った支援がなければ今後も生産者は減少していくと考えますが、県のお考えを農林水産部長にお伺いいたします。

次に、ライドシェアについて質問いたします。

我が県は全国に比べ高齢化率が高く、また、公共交通機関に比べ自家用車での移動が圧倒的に多くなっており、生活には欠かせない移動手段であります。しかし、全国的に高齢者ドライバーによるアクセルとブレーキの踏み間違いによる事故や高速道路の逆走による事故などが多発し、社会問題化しており、免許証の自主返納などにも力を入れておりますが、一方で、買物や通院など日常生活の足となる身近な移動手段をどのように確保するかも同時に課題となっております。

県内の各自治体では、免許証返納者をはじめとした交通弱者の方々に対し、自治体や民間が運行するバスの回数券やICポイントの配付、タクシー券の配付等の支援を行っており、山形県も運転免許証自主返納者等サポート事業を行い、登録事業者から特典を受けられる支援を行っているところであります。

私の地元の中山町では、今月一日より、山形県警とともに、町内の六十五歳以上の高齢ドライバーを対象として、一か月間にわたり自動車運転をしない生活を体験し、代わりに県のサポート事業と同程度の特典が受けられる「運転免許返納体験チャレンジ」を期間限定で開催し、運転免許証の自主返納を促す事業を行っている最中であり、その効果が期待されるところであります。

しかし、こうした取組をしている中で、また新たな課題も顕在化しております。タクシー券の配付はされてもタクシーが希望の時間帯に走っていないということです。先ほど例に出した中山町でも町内のタクシーの営業は午後六時で終了するほか、庄内の一部地域でも夜遅い時間帯の営業を行っていない区域がございます。ほかにも、山間部では迎車してもらえない地域など空白地も存在しているほか、近年の豪雨災害にて鉄道が被災し運休している地域もあり、復旧についてもめどが立っていないため、不便をしている方々も多くおられます。

そうした中、全国各地では、自治体等が行う自家用有償旅客運送制度いわゆる公共ライドシェアや、タクシー事業者の管理の下で営業される日本版ライドシェアによって、交通空白地や大都市及び観光地などでタクシーが不足している地域や時間帯などを限定して、車両や運転者不足を補い、解消している状況です。五月末時点で全国で公共ライドシェアまたは日本版ライドシェアを実施中もしくは検討中としている自治体は一千百に上り、また、九月四日現在の国土交通省の資料によりますと、日本版ライドシェアは、大都市部の十二地域のほか、全国六十三の地域でタクシー事業者等より申出があり、今後も拡大していくものと見込まれます。

一方で、先ほど申し上げました中山町や庄内地方の事例のように、地域の人々が希望する時間帯や場所でタクシーが走っておらず、さらに日本版ライドシェアを実施する意向のあるタクシー会社がない地域や時間帯については、現在議論が行われております「タクシー事業者以外の者が実施するライドシェア事業」の実施以外には、希望するときにいつでも利用できる身近な交通手段の確保にはつながらないと考えます。

しかし、全国知事会が六月に斉藤国土交通大臣に行った「タクシー事業者以外の者が実施するライドシェア事業の新たな法制度に関する緊急要望」では、慎重な議論を求め、拙速な答えを出さないように要望しております。安全性の確保はもちろんのこと、既存の公共交通機関や現在各地域で営業しているタクシー会社等がライドシェアの全面解禁によって撤退するようなことになれば本末転倒になってしまうことは理解しておりますし、大変重要な視点ではありますが、ただただ慎重を求めるだけでは根本的な解決には至りません。

県内のタクシー業者が営業をしない時間帯などがあるにもかかわらず、ライドシェアの導入に関して知事会は慎重姿勢を取っており、これまで県としても国に対する提言などは行ってございません。

そもそもライドシェアの導入について県としてどのように考えているのか、また、今後さらに進む高齢化と運転免許証返納の増加を踏まえ、県として日本版ライドシェアを含め身近な移動手段の確保をどのように考えるのか、みらい企画創造部長にお尋ねいたします。

次に、国民保護法への対応についてお伺いいたします。

ロシアによるウクライナへの侵攻やパレスチナ・ガザ地区を実効支配する武装組織ハマスによるイスラエルへの攻

撃を発端といたしますパレスチナ・イスラエル間の戦闘の勃発、中東情勢の不安など、現在の世界情勢は、残念ながら世界平和からは遠ざかっております。

過日、我が山形県議会自民党会派では、陸上自衛隊第六師団の楠見晋一師団長を講師にお迎えし、我が国の安全保障環境の変化について防衛講話をいただきました。講話の中で楠見師団長より、日本の周辺国の動向や脅威の高まり、また、それらに対する自衛隊の対応、防衛力の現状について御説明があり、自衛隊による国防のための不断の活動や訓練により平和があることを改めて強く認識させられたところであります。

令和五年版防衛白書によりますと、令和四年度の空自機による緊急発進いわゆるスクランブル発進の回数は年七百七十八回あり、中国機に対し五百七十五回、ロシア機に対し百五十回あり、一昨日もロシア軍哨戒機が北海道沖にて領空侵犯をいたしました。また、先月二十六日には、中国軍のY-9情報収集機が長崎県にて初めて我が国の領空を侵犯いたしました。近年は特に中国機へのスクランブル発進が増加しております。二〇〇〇年代当初から二〇一〇年までは年百回に満たなかったものが、この十年は、ほぼ毎年五百回を超える中国軍航空機に対するスクランブル発進を行っております。

また、領海でも尖閣諸島周辺で毎年二、三十回以上の領海侵犯が繰り返され、先月三十一日には、鹿児島県でも中国海軍の測量艦が領海侵犯を行ったばかりです。さらには潜水艦による領海侵犯や接続水域内にて潜水航行していることも確認されております。

さらに脅威なのは、北朝鮮による弾道ミサイルの発射であります。北朝鮮による弾道ミサイルの発射は、国連安保理決議により、弾道ミサイル発射による挑発を行わないことや発射計画自体の放棄なども規定されております。しかしながら、北朝鮮による弾道ミサイルの発射は今年も十一回を数えており、直近では今月十二日に日本海に向けて数発の短距離弾道ミサイルを発射したほか、先週十八日にもミサイルを発射し、実験を行っております。

過去には日本上空を通過する弾道ミサイルも発射されており、日本政府は全国瞬時警報システム「Jアラート」を発表して対応しておりますが、我が県でも一昨年に宮城県、新潟県とともにミサイル通過による対象地域としてJアラートが発表されたことは記憶に新しく、県として対策本部を設置し、安全確認をはじめとした情報収集と県民への情報の周知に努めたと承知しております。実際にはこのミサイルは発射失敗に終わり、日本海上に落下しているわけですが、たとえ日本の国土を狙ったものではないにしても、失敗したミサイルが地上に落下することも十分に考えられることから、非常に脅威を感じたことを覚えております。

こうした国民保護事案への対応として、都道府県では国民保護計画を定め、警報の通知、被害情報の収集や避難の指示を行うこととなっております。さらに、我が国の安全保障環境がより厳しさを増していることを踏まえ、国は自治体に対し、避難訓練の実施、複数の避難パターンの作成を求めるとともに、国民保護法に基づく避難施設にあっては、ミサイル等の爆風等からの被害を軽減するため、コンクリート造り等の堅牢な建築物や地下街等の地下施設を緊急一時避難施設とし、令和七年度までを集中取組期間として、避難施設指定の増加を促しております。さらに、避難者が避難施設に皆入れるよう、人口カバー率の上昇も求めつつ、施設が偏在化しないことや昼夜間人口に留意することも同時に求めております。

国民保護法の成立から二十年を迎えた今、北朝鮮や中国の日本周辺での挑発行動が活発化し、隣国であるロシアによる他国への侵略など、脅威は確実に高まってきていると考えます。そうした中で、国民保護に関し県としてこれまでどのように取り組んできたのか、また今後の取組に関して、防災くらし安心部長にお伺いいたします。

次に、市販薬の過剰摂取いわゆるオーバードーズについてお伺いいたします。

近年、処方箋がなくとも薬局やドラッグストア等で購入できる市販薬の乱用や過剰摂取による急性中毒が問題化しております。とりわけ若年層に乱用・依存傾向が見受けられ、国立精神・神経医療研究センターが調べた全国の精神科医療施設における薬物依存症の治療を受けた十代患者の主たる薬物の推移において、十年前にはゼロだった市販薬物の乱用が令和四年には全体の六五%を超え、順に高い大麻約一一%、睡眠・抗不安薬六・五%、覚醒剤四・三%を大きく上回っております。山形市消防本部を含む全国五十二の消防本部を対象とした調査でも、オーバードーズが疑われる救急搬送人員は毎年増えており、特に十代から二十代の若年層が多く、性別別にすると、女性が男性の約四から五倍の人数となっております。

報道等を見ておりますと、若年層への広がり背景には、家族間の虐待等の問題や学校での孤独、いじめなどの様々な要因があるようで、強い孤独感や不安感を感じ、それを紛らわせるためにオーバードーズに陥ると指摘されております。

オーバードーズは、店頭ですぐに購入できる市販薬であり、安全なものという誤解などから、興味本位や、不安や葛藤など精神的苦痛から一時的に解放されたいという軽い気持ちで摂取を繰り返すことで過剰な摂取につながるケースが多いと言われております。実際には、肝機能障害や重篤な呼吸不全並びに意識障害などを起こし、心肺停止で死亡に至る事例も発生しております。

医薬品販売制度における都道府県の役割として、乱用のおそれのある医薬品六成分を含む製品の販売について指導することとなっておりますが、そこには刑事罰はなく、ある調査では販売者側が適切な対応を行わなかったケースも二割程度あり、指導や監視の在り方も問われていると認識しております。

一方、薬物依存による健康被害から一人でも多くの若者たちを守るためには、教育現場と連携した周知が重要であり、中高生を対象に行っている違法薬物に関する授業にオーバードーズの危険性についても加えるべきと考えます。

また、県のオーバードーズに関するホームページも、危険性を周知するにはあまりに簡素であり、他県のホームページでは、より細かく危険性の周知や県内保健所の連絡先などが記載されている県もございます。さらに、厚生労働省のホームページには、各県の相談窓口一覧表が掲載されており、山形県の相談窓口としては、山形県精神保健福祉センターと県健康福祉企画課が記載されているにもかかわらず、我が県のホームページでは厚労省の薬物乱用に関するリンクが貼られているのみであり、相談窓口機関の紹介や連絡先などの記載を行うなど、県のホームページの見直しと更新を早急に求めるものであります。

若年女性を中心として増加する市販薬の過剰摂取、オーバードーズについて、県として、販売方法や監視の強化や危険性の普及啓発など若者がオーバードーズに陥らないための取組をすべきと考えますが、県のお考えを健康福祉部長にお伺いいたします。

次に、県内高速道路のスムーズな通行の確保についてお伺いいたします。

令和四年十月二十九日、東北中央自動車道の東根北インターチェンジから村山本飯田インターチェンジ間八・九キロの区間が開通し、福島から新庄までの区間が全線開通いたしました。これにより、いわゆるミッシングリンクが解消し、最上地域は首都圏と高速道路で直結することとなり、利便性が一気に高まりました。ミッシングリンクの解消は県民の悲願であり、残された未整備区間についても一日も早い開通が望まれます。

一方で、東北中央自動車道では、長い区間、片側一車線で追越し車線もない箇所がございます。一例を申し上げますと、米沢北インターチェンジから栗子トンネルまでの区間や、尾花沢インターチェンジから東根インターチェンジにおいては約二十三キロもの区間において追越し車線がありません。その結果、当該区間では渋滞することもしばしば見受けられるほか、私自身も走行中に追越し車線がないところで路肩やインターチェンジの合流地点のスペースから無理な追越しをされた経験があります。

片側一車線の対面通行の区間は、渋滞を引き起こすだけでなく、安全な通行が確保できないこと、はみ出しなどによる正面衝突等事故の危険性も高めるほか、物流の円滑化や救急車などの緊急車両の走行に支障を来し、経済的にも、県民の命を守ることに不利益を被るものと認識しております。

実際に、県内の高速道路では、近年人身事故が多発しており、令和元年に十二件、令和二年に十一件、令和三年二十三件、令和四年十九件、令和五年三十五件と増加傾向にあり、負傷者数も昨年は五十四名と、令和元年や二年に比べると約三倍前後の増となっております。また、死亡事故などの重大な事故も増加しており、令和元年から令和四年までに山形県の高速道路で死亡した方は四年間で一名であったのが、昨年には、東北中央自動車道にて生後四か月の女兒が亡くなる大変痛ましい事故が発生したことを含め、五名の方が貴い命をなくしております。

東北中央自動車道をはじめ県内の高速道路にて事故が多発している現状、また、円滑な物流や緊急車両等の通行を確保するため追越し車線の追加や四車線化への取組が必要と思っておりますが、県としての考えを県土整備部長にお伺いいたします。

最後に、県営住宅の今後の方向性についてお伺いいたします。

御存じのとおり、県営住宅は、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住まいに困窮する方々や所得が不安定な方々、社会的弱者と言われる高齢者や障がい者、母子家庭や父子家庭の方々等に対し、低廉な家賃で賃貸することにより、県民生活の安定と社会福祉の増進に寄与してまいりました。

また、平成二十九年に始まった住宅セーフティネット制度により、住宅確保に配慮が必要な方々に対し、増加している空き家や民間賃貸住宅の空き室などを提供することになったほか、高齢者向けのサービスつき高齢者向け住宅の提供など、住宅確保に困っている方々の入居者の多様なニーズにも対応した住宅政策が取られてまいりました。

特に、住宅セーフティネット制度に関しては、本年六月に法律改正及び改正法が公布され、来年秋頃には施行されることとなっており、家賃債務への保証強化、安否確認や見守りから福祉サービスへつなぐ制度の創設など、福祉施策と住宅施策が連携した居住支援体制の強化などが盛り込まれております。これにより、今後さらに住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給が促進されることが見込まれます。

一方で、全国の都道府県営住宅を含む公営住宅は、昭和四十年代から五十年代にかけて建設されたものが多く、戸数は年々減少傾向にあります。我が県における県営住宅も、平成二十五年度に建て替えられた県営飯塚住宅を最後に建設はされておりません。現在、県営住宅では三千二百七十五戸の住まいを確保しておりますが、その入居率は八八％にとどまっており、減少傾向にあります。

こうした中、全国では、公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害しない等、一定の条件の下、様々な用途での活用が試行されております。一例を申し上げますと、我が県では、鶴岡市で市営住宅の入居率が低い高層階を山形大学の留学生に寄宿舎として提供している例がございます。また、全国では、地域おこし協力隊員用の住まいや、移住・定住に向けたお試し入居への利用、外国人技能実習生用の住居として提供している事例などがあります。特に、外国人技能実習生への公営住宅の提供においては、民間アパートなどの賃貸住宅を契約する際、大家から外国籍を理由に拒否されたり、別途日本人の保証人を立てるよう求められたりするケースなどもあり、住宅確保に苦勞することがあるほか、技能実習生同士が同じ公営住宅にグループで住むことでホームシックを防ぐことができるなどのメリットがあると伺います。

少子高齢化や人口の減少など社会情勢が変化していく中で、今後の県営住宅の在り方や長期的な展望をどのように考えているのか、また、入居率の低下や昨今の入居者のニーズを踏まえ、県営住宅を有効に活用するためにどのように考えるのか県土整備部長にお伺いいたしまして、壇上からの質問を終わりといたします。

○副議長（矢吹栄修議員） この場合、答弁を求めます。

答弁の順は私から指名します。

小中みらい企画創造部長。

○みらい企画創造部長（小中章雄君） ライドシェアの導入を含めた移動手段の確保についてお答え申し上げます。

タクシーは、ドア・ツー・ドアの機動性を有し、県民生活に必要な不可欠な公共交通となっておりますが、運転手不足や経営の効率化により、タクシーの営業区域であっても夜間などに利用できない、時間帯による交通空白が生じる地域が出てきております。

こうした中、政府は、地域交通の担い手と移動の足の不足解消のため、今年三月に、タクシー事業者の管理の下で、自家用車・一般ドライバーを活用した運送サービスの提供を可能とする日本版ライドシェアを創設しました。また、従前から、市町村等が自家用車を活用して有償の旅客運送を行う公共ライドシェアと呼ばれる事業があります。県内では既に二十の市町村で取り組まれており、東北最多となっております。

県としましては、日本版ライドシェア、公共ライドシェアともに、地域の足の確保に有効な選択肢の一つと考えており、県が進んでタクシー事業者や市町村などの相談窓口となって、東北運輸局等と連携して支援を行っているところであります。

一方、政府では、IT事業者等の参入を認めるライドシェアの全面解禁についての議論が続けられています。これに関して、今年六月に全国知事会では、過去に交通事業者に係る急激な規制緩和で生じた教訓を踏まえ、国民の命と暮らし、労働環境を守るための安全性の確保を大前提として、全国一律での規制緩和は拙速を避けて行うよう、政府に対して緊急要望を行いました。都市部や過疎地、観光地など、各地域で公共交通の実情は大きく異なりますので、地域の声を酌み取りながら丁寧に議論を重ね、地域の実情を反映できる制度として検討されることが重要であると考えております。

県は、令和二年度に全市町村、交通事業者などとともに協議会を設立し、県・全市町村を一つにして山形県地域公共交通計画を策定しました。本計画では、様々な主体が幅広く連携しながら移動手段を確保するという方針を掲げており、本計画に基づき、県は交通事業者や市町村に対する財政支援等を行ってきたところであります。

今後さらに高齢化が進む中で、高齢者はじめ誰もが移動できる交通環境をよりきめ細かに整備していくためには、市町村単位で望ましい姿を描くことが必要になると考えております。県としましては、市町村が地域公共交通計画の作成に積極的に取り組めるよう助言・支援を行い、身近な移動手段の確保に向けて、市町村と連携し取り組んでまいります。

○副議長（矢吹栄修議員） 中川防災くらし安心部長。

○防災くらし安心部長（中川 崇君） 国民保護に関する県の取組について御答弁申し上げます。

武力攻撃などの緊急事態に際して県民の生命と財産を保護することは、国はもとより、県の重大な責務であり、県では、政府の基本指針に基づき、平成十八年一月に山形県国民保護計画を策定し、緊急事態における避難や救援等の基本事項を定めるとともに、政府をはじめとする関係機関と連携し、国民保護に係る訓練の実施や弾道ミサイルの飛来に備えた避難施設の指定、避難行動の普及啓発など、平素から有事に備えた取組を進めてきたところであります。

まず、国民保護訓練についてですが、県では、政府や市町村、関係機関と連携し、爆発物や化学物質によるテロ行為を想定した図上訓練や弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を平成十八年度から実施しており、昨年度は、六月に政府、高畠町と共同で住民避難訓練を、十月には、政府、尾花沢市と共同で図上訓練を実施したところであります。

訓練では、緊急事態発生時における速やかな避難誘導や救援等の初動対応を中心に確認を行い、互いの連携体制の強化を図っております。今年度につきましても、十一月に弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を、一月には緊急事態を想定した図上訓練を実施する予定であります。また、県内全ての公立学校では、令和四年度から五年度にかけま

して、弾道ミサイルを想定した防災学習や避難訓練が行われております。

引き続き、関係機関と連携した訓練等を積み重ねることで、本県の危機対応能力の向上を図るとともに、国民保護に対する県民の理解を深めてまいりたいと考えております。

次に、弾道ミサイルの飛来に備えた避難施設の指定についてですが、県では、コンクリート造りの堅牢な建物や地下道等について、緊急時の一時的な避難施設として指定を進めているところであります。令和三年度からは、市町村と連携して施設の洗い出しを進め、指定した施設数は、令和三年四月時点の五百六十三施設から、現在九百八十二施設まで大きく増加しております。

今後とも、市町村と連携し、民間施設を含めた新たな避難施設の指定を進めるとともに、県の防災ポータルサイト「こちら防災やまがた」などを活用し、速やかな避難行動等の啓発を進めてまいります。

県としましては、万が一の事態から県民の生命と財産を守ることができるよう、今後とも、政府や市町村、関係機関と一体となってしっかりと対応してまいります。

○副議長（矢吹栄修議員） 柴田健康福祉部長。

○健康福祉部長（柴田 優君） 私からは、市販薬の過剰摂取についてお答え申し上げます。

いわゆるオーバードーズは、医薬品の定められた用量を超えて自ら過剰に摂取する行為であり、最近、十代から二十代の若者を中心に、市販の一部の風邪薬やせき止め薬等のオーバードーズにより、健康被害や依存症のほか、過剰摂取による救急搬送事例が増加するなど、全国的な社会問題になっていると認識しております。

このため、昨年四月、厚生労働省は関係法令を改正し、乱用のおそれのある医薬成分を含む市販の風邪薬やせき止め薬等は販売を原則一人一箱とするほか、高校生以下の若者が購入する際には氏名や年齢、購入理由を確認するなど、販売規制が強化されたところでございます。

これを踏まえ、県では、チェーンドラッグストア協会などの業界団体に対して、制度改正の周知を行うとともに、保健所が行う定期の立入検査の際、各店舗へ販売方法の遵守を指導しております。

一方、市販薬は複数店舗での購入やインターネットでも比較的容易に入手できることから、若者に対してオーバードーズの危険性を正しく認識してもらうことが重要と考えております。このため、県内の小・中・高校で毎年実施している薬物乱用防止教室では、従来の違法薬物の防止のほか、オーバードーズの危険性を注意喚起する内容を加えており、昨年度は県内の三百九校で実施しております。また、オール山形で薬物乱用防止を推進する「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の一環としまして、去る六月には大学生などによる若者ボランティア等による街頭啓発キャンペーンを行ったところでございます。

今般のオーバードーズの背景には、いじめや虐待、若者の社会的孤立や生きづらさによる不安感や強いストレスから逃れたい願望があると言われております。こうした不安や悩みを抱える若者に寄り添った取組としましては、昨年度から大学と連携して、小・中学生を対象に「SOSの出し方・受け止め方教育」のモデル事業を進めておりますほか、LINEを活用した相談窓口として「こころの健康相談@山形」を令和三年から設置しております。

加えまして、ホームページでの発信につきましては、他県ではオーバードーズの背景や危険性、相談窓口の紹介、児童生徒向けのチラシなどを掲載する例も見られますので、本県におきましても今後はSNSの活用を加えるなど、速やかに県民への効果的な啓発に努めてまいります。

県としましては、県民の命と安全を守るため、今後も学校や関係機関と連携し薬物乱用防止の施策を推進するとともに、これを孤独・孤立の課題としても位置づけ、悩みを抱える若者世代に寄り添った支援と併せて取組を進めてまいります。

○副議長（矢吹栄修議員） 星農林水産部長。

○農林水産部長（星 里香子君） 二問御質問をいただきましたので、順次お答えいたします。

まず、サクランボの生産支援についてお答えいたします。

サクランボは、生産量日本一を誇る本県を代表する大切な農産物であります。また、収穫期には地域に多くの雇用を創出するほか、関連産業も多く、地域経済への波及効果が大きいことから、安定した生産を確保していくことが極めて重要であると考えております。

今年のサクランボは、昨年夏の高温による双子果の増加、開花期の高温少雨による結実不良、そして、収穫期に入ってから的高温による障害果の発生やもぎ遅れなど、天候の影響を大きく受けました。青果市場や流通業者等の取扱実績から推計した収穫量は、平成以降で二番目に少ない八千七百トン程度と見込まれ、生産者はもとより、観光やふるさと納税などにも大きな影響があったところです。

今年のような高温被害は、温暖化が進む中で今後も発生する懸念があることから、「高温下におけるさくらんぼの安定生産に向けた緊急支援」に係る予算を今定例会に提案しているところです。

高温被害の軽減に向けた対応としましては、今年の生産現場における高温対策の優良事例等を取りまとめた「さく

らんぼ高温対策マニュアル」を作成するとともに、「さくらんぼ高温対策推進フォーラム」を開催し、生産者や関係者に周知するなど、対策技術の普及・定着を図ってまいります。

また、具体的な対策として、今年、生産現場で効果が見られた遮光や散水等に必要な資材や設備の導入、収穫期を早めて高温の時期を回避する無加温ハウスへの改修、収穫後の品質低下を抑える冷房設備や冷蔵庫の導入などに関する費用を市町村と協調して支援いたします。

さらに、栽培面積の約七割を占める佐藤錦に収穫等の作業のピークが集中し、もぎ遅れによる障害果の発生や品質の低下につながっていることから、佐藤錦の一部をやまがた紅王や紅秀峰等に植え替える際の費用の一部を支援してまいります。

これらにより、令和八年度までに全体の五割の園地で何らかの高温対策が導入され、令和十一年度までに佐藤錦の一割が晩生種等への転換がなされるよう進めてまいりたいと考えております。

本県では、これまでも高品質・安定生産や厳選出荷によるブランド力の強化、労働力の確保や樹園地の継承等による産地の維持・発展に取り組んでおりますが、温暖化を見据えた気象災害への備えをさらに強化していくことで、強靱なサクランボ産地づくりに全力を挙げて取り組んでまいります。

続いて、食文化としての漬物の振興についてお答えいたします。

漬物は、冬期間の貴重な保存食として発達してきたものであり、本県では、青菜や赤カブ、雪菜などの伝統野菜をはじめ、多彩な食材を使った漬物の食文化が脈々と传承されております。総務省の家計調査では、山形市は、漬物の消費額が京都市、千葉市に次いで全国第三位になっているなど、近年の減塩志向の高まりで漬物離れが進んでいる中においても、漬物は本県の食生活にしっかりと根づいているところです。

県の調査では、農業者による漬物加工所は、令和五年で二百一か所であり、十年前のピーク時から六十八か所、約三割減少しております。この減少は、食品衛生法改正で漬物製造業が届出制から営業許可制に変更されたことが要因との指摘もありますが、本県では、法改正以前から、食品衛生法施行条例に基づき漬物製造業も営業許可と同等の施設基準で営業することを求めてきたことから、漬物加工所の減少は、法改正の影響よりも漬物生産者の高齢化が大きく影響しているものと捉えております。

このような中、総合支庁の農業技術普及課では、新規で漬物の製造販売を希望する農業者の相談に応じ、営業許可を取得するに当たり、施設設備等に関する課題の解決を丁寧にサポートするとともに、保健所と連携して衛生管理研修会を実施しております。既に許可を得ている漬物生産者に対しては、農業総合研究センターと連携し、製造技術や食品開発について助言しております。加えて、漬物生産に必要な加工機械の整備や、売れる商品づくりを目指したパッケージの開発等に関する補助も行っているところです。

一方、漬物の原料となる野菜のオリジナル品種の開発にも取り組んでおり、平成二十四年から育成してきた漬物専用ナスについて、今年三月に品種名「山形N1号」として登録を願いました。この品種は、在来品種よりも収量が多く、収穫も容易で、漬物加工後の外観や食味も良好であり、試食した漬物メーカーや農業者から大変好評を得ておりますので、今後、普及拡大に努めてまいります。

県としましては、引き続き漬物生産者へのきめ細かな伴走支援を行っていくとともに、漬物の魅力が多くの人に伝わり、消費拡大につながるよう、「おいしい山形」ホームページでの情報発信や観光と連携した幅広いPRを実施するなど、山形の漬物文化を大切に守っていく取組を進めてまいります。

○副議長（矢吹栄修議員） 小林県土整備部長。

○県土整備部長（小林 寛君） 二問いただきましたので、順次お答えさせていただきます。

まず、高速道路のスムーズな通行確保についてお答え申し上げます。

山形県内の高速道路は、この十年間で六〇%から八六%まで供用率が高まり、つながることで、企業立地や来訪者の増加など、物流や人流においてその開通効果が現れ、早期の全線開通への期待が高まっております。引き続き高速道路の開通効果を最大限発現させるには、縦軸と横軸から構成される格子状ネットワークを早期に形成する必要があると考えております。

現在、国土交通省と県では、限られた予算の中で、格子状ネットワークをつなげることを第一に整備を進めていることから、本県においては、高速道路の供用区間のうち約九割が暫定二車線となっております。

暫定二車線は、四車線に比べて対向車線へはみ出しリスクが高いことや、低速車等の流入により速度が低下すること、災害発生時や維持修繕工事等による通行止め時間が長くなることなどの課題がございます。

こうした課題に対応するため、国土交通省とNEXCO東日本では、中央分離帯がない土工部の区間において、対向車線へのはみ出しを防止するワイヤーロープの設置を進め、これについてはおおむね完了し、続いて技術的な課題のある橋梁やトンネル区間においては、新たな区画柵の試験的な設置を進めてきております。

また、国土交通省では、有料区間において、速度低下や事故件数が多い区間などを四車線化の優先整備区間に選定

し、順次着手しております。県内でも八区間、約六十五キロメートルが選定されており、早期の着手が望まれているところでございます。

一方、無料区間の四車線化につきましては、平成二十九年十二月に社会資本整備審議会道路分科会国土幹線道路部会で取りまとめた基本方針において、負担の公平性などの観点から、利用者負担により取り組むべきの方針が示されているところでございます。このため、暫定二車線の無料区間においては、低速車等を追い越しできる追越し車線の整備を求めることも有効な手段と考えております。

このことから、県では、本年六月の政府への施策提案において、高速道路等の整備推進と四車線化優先整備区間の事業化に加え、今年度新たに追越し車線整備を追加し、必要性を訴えてきたところでございます。

県といたしましては、高速道路の格子状ネットワーク早期形成とともに、高速道路のスムーズな通行確保に向けて、引き続き沿線自治体等と一緒に政府等へ働きかけてまいります。

次に、県営住宅の有効活用についてお答え申し上げます。

県では、住宅を確保することが困難な所得の低い世帯に対して、公営住宅法に基づき県営住宅を整備しており、令和五年度末時点で三千二百七十五戸を管理しておりますが、これらのうち約半数が築四十年以上経過しており、施設全体の老朽化が進んでおります。

こうした建設年度の古い県営住宅は、台所や洗面所に備付けの給湯設備がないほか、居住の多くが和室で間取りも狭く、現代のニーズと乖離しております。さらに、商業施設や交通機関へのアクセス性などの立地条件も影響し、平成二十五年まで九九%だった入居率は、近年減少が続き、令和五年度末で八八%にまで落ち込んでおります。

また、県では、今後三十年間で県営住宅の需要が約三割減少すると推計しており、今後ますます入居者は減少することが予想されます。

このように、老朽化により修繕費等が増え続ける中で、入居者の減少が進み続ければ、家賃の減収にもつながり、さらに、県営住宅内のコミュニティーの停滞も懸念され、持続可能な県営住宅管理において大きな課題になると想定しております。また、この状況は市町村営住宅でも同様であり、公営住宅全体の課題でもあります。

このため、県では、県内の公営住宅全体の将来需要を踏まえ、長期的な公営住宅の在り方について検討を進めているところです。

具体には、老朽化の状況や立地条件、住宅セーフティネット制度に基づく民間アパート活用の可能性などを踏まえた地域における将来需要等について検証し始めたところでありまして、今後は、関係市町村と連携しながら、令和七年度に改定予定の山形県県営住宅長寿命化計画に反映したいと考えております。

また、空き住戸の有効活用につきましては、地域における多様な需要に対し、県営住宅を弾力的に活用することも有効と考えております。

近年、全国的に、地方公共団体が地域の実情を勘案し、UIJターン等に対して公営住宅を活用する取組が進められており、県内でも鶴岡市において留学生や移住希望世帯などに向けて空き住戸を活用している事例が見られるところです。鶴岡市におけるこの取組は、移住希望者が自治会活動に参加することで、空き住戸の解消だけでなく、地域コミュニティーの維持・活性化も図られているとのことです。

県としましては、関係市町村等と連携しながら、県営住宅の今後の在り方や有効活用について検討を進め、引き続き県営住宅入居者への安心で快適な住環境の提供に努めてまいります。

○副議長（矢吹栄修議員） この場合、休憩いたします。

午前十一時十分再開いたします。

午前 十一時 三分 休 憩

午前 十一時 十一分 再 開

○副議長（矢吹栄修議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑及び質問を続行いたします。

六番江口暢子議員。

○六番（江口暢子議員） 本定例会において一般質問の機会をいただきましたこと、先輩・同僚議員の皆様、関係各位に感謝申し上げます。

相次ぐ災害に胸が締めつけられる思いであります。災害復旧の途上にあつた能登半島を襲ったこのたびの豪雨災害、そして本県の七月二十五日からの豪雨災害においてお亡くなりになられた方々にお悔やみ申し上げますとともに、被災した多くの皆様にお見舞い申し上げます。

日中は働きながら、お子さんの保育園の送迎をしながら、我が家の家屋の片づけや生活再建のために奔走されている方々がいいます。泥に奪われた大切な農地や梨畑を前に汗を流しておられる方々がいいます。心から、心から一日も早

い復旧と復興を願うものであります。

また、本県の災害に当たり、知事からは、いち早く災害救助法の適用を決定し、自衛隊の派遣を要請いただきました。このたびの激甚災害への指定は力強く復旧復興の背中を押すものと感謝申し上げます。県、市町村、県外自治体職員の皆様、災害ボランティアとして駆けつけてくださった皆様、関係する多くの皆様が様々な形で支援して下さっていることに深く感謝申し上げます。

この困難な状況を、県民一丸となって英知をもって乗り越え、支え合う力を復興への道筋に変えて、必ずまた安全で安心なふるさとの姿をつくり上げるといふ思いで、私も日々尽力してまいります。

まず初めに、男女共同参画社会実現のための取組の成果と課題について伺います。

令和六年の今年、男女共同参画社会基本法が施行されてから二十五年となる節目の年であります。男女共同参画社会基本法は、その前文で「我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている」と述べ、同時に「男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、——」とあります。

ジェンダー論の第一人者、社会学者である上野千鶴子氏は、男女共同参画社会基本法の成立によって女性政策はローカルからユニバーサルへ、女性向けの傍流から領域縦断的な主流化へというパラダイム転換を果たしたと述べています。

本県でも、平成十三年に山形県男女共同参画計画を策定し、翌年には山形県男女共同参画推進条例を制定しました。以降、本県においては、男女共同参画センター「チェリア」を拠点とし種々の事業を実施、県内市町村の男女共同参画の取組に対して惜しみない努力をされてこられたことに敬意を表します。

先日、男女共同参画センター「チェリア」を会場に『男女共同参画社会基本法』制定二十五周年を振り返って」と題した事業が開催されました。この事業は、人材育成塾「チェリア塾」の修了生が中心となって実施したものであり、私もチェリア塾一期生として参加しましたが、改めて、地域における女性のエンパワーメントとネットワーク構築について、チェリアが果たしてきた役割を実感したところでした。

また、本県においては、何よりも吉村知事という女性がトップであるということが、昨年今年と女性が続けて自治体のトップになるということにも少なからず影響を与えたのではないかと私は思っています。

以前、テレビ番組で、若い女性が地方を離れることや、結婚や家庭についての意識について取り上げておりました。この番組では、社会の側、地方の社会意識が女性をいかに住みにくくしているかということにフォーカスしていたのが印象に残りました。固定的な性別役割分担意識はどうか、アンコンシャスバイアスはどうか、多様な価値観を受け入れる社会かといったことを見る側に突きつけ、私たちは次の世代にバトンを渡すために、いま一度正面から見詰め直していかなければならないと深く考えさせられました。まさに、今こそ男女共同参画社会実現は社会を決定する最重要課題だということが言えるのではないのでしょうか。

そこで、男女共同参画社会基本法制定二十五年という節目に当たり、本県における男女共同参画社会の実現において、これまでの成果と今後の課題についてどう認識しておられるのか、吉村知事にお伺いします。

次に、防災学習施設について伺います。

防災・減災対策には大きく三つのフェーズがあると考えます。一つ目は平時、二つ目は災害発生時、三つ目は災害発生後であります。自然災害は、この地球上に生きている以上避けることはできませんが、平時に心構えや最低限備えておくことなどを学ぶための防災教育は非常に重要であります。

本県には、県立施設としては県内で唯一となる防災学習館が三川町にあります。ここでは、体験型学習施設として、防災シアター、地震体験、消火体験、煙避難体験など、大人から幼児まで防災について広く学ぶことができます。私も訪れましたが、火災発生の際の消火器の取扱いなど、説明員の方が丁寧に分かりやすく説明してくださいました。また、本県で進めている防災ベッドも展示してあり、具体的なイメージはやはり目で見ないと確認できないものだと実感してまいりました。しかしながら、せっかくの地震体験設備が故障しており、代わりになるような手だては行っているものの、揺れの体験はできませんでした。

また、秋田県由利本荘市の秋田県防災学習館にも行ってまいりました。この施設を平成二十六年にリニューアルする際には山形県防災学習館を参考にしたのだというお話を伺いました。秋田県は、昭和五十八年に日本海中部地震という大きな災害を経験しています。地震体験コーナーでは、大型映像を見ながら、東日本大震災、日本海中部地震などの体験と、震度一から七の揺れを体験することができます。

また、山形県内には、ほかにも山形市西消防署に隣接した市民防災センターがあり、そちらにも多くの方が訪れているとも伺っております。

昨年度、大江町で開催された防災研修に参加した際に、ARゴーグルを装着して浸水状態をバーチャルで体験しな

がら、浸水による水圧を疑似体験できる研修を受けてまいりました。

私は、本県においてこうした豪雨についての学習は機会が少ないのではないかと感じております。しかしながら、このたびの災害のように、豪雨、大雨による災害は、県内において毎年のように発生しております。こうしたことから、これからはもっと豪雨対策に対応した防災学習が必要なのではないかと、そのためには、こうしたバーチャルリアリティを活用することは有効なのではないかと考えます。

また、ARゴーグルであれば学校や地域団体に貸出しすることも可能です。令和五年度の防災減災・持続可能な地域づくり対策特別委員会の政策提言の中にも、事前防災教育の充実のための機材導入や、VRやAR等のデジタル技術による災害の疑似体験ができる機材を導入し、防災意識の醸成を図ることが明記されております。

頻発するこうした豪雨災害への学習機会や、VRやARといった新しい機器導入も視野に入れ、県民の防災意識啓発のために、県立施設としては山形県内唯一の防災学習館について機能を強化する時期にあるのではないかと考えますが、防災くらし安心部長にお伺いします。

次に、ソーシャルビジネスへの取組について二点伺います。

ソーシャルビジネスという言葉は、バングラデシュの経済学者ムハマド・ユヌス博士が、貧困層の女性を対象にグラミン銀行を創設した功績に対し、平成十八年にノーベル平和賞を受賞したときに初めて使い、定義した言葉です。ソーシャルビジネスと一般的な企業の違いは、事業の目的として、利益の追求よりも社会課題の解決に重きを置いている点にあります。

日本でも、経済産業省によるソーシャルビジネス研究会が平成十九年に発足し、企業の社会的責任であるCSRやSDGsといった文脈の中で、ソーシャルビジネスへの取組は、今や全国に広がっております。

福岡県に日本のソーシャルビジネスを牽引する株式会社ボーダレス・ジャパンという会社があり、現地調査に参りました。代表の田口さんは、令和元年に「世界を動かす日本人五十」に選ばれています。

ボーダレス・ジャパンは、社会起業家の数は社会課題解決の数だということから、ボーダレスアカデミーという人材育成事業を行っています。現在、事業を行っている数は五十一社、うち国外十三社にわたるということです。社会問題は社会構造に要因があることから、違う人同士が手を取り合うことで解決できる、そうした考えの下に多くの社会起業家を生み出しているということです。

困った人を助けて普通の状態にしたらオーケーではなく、そこから持続可能なプラスにしていくという考えがソーシャルビジネスの考えです。そのビジネスがいかに社会に影響を与えているかということやソーシャルインパクトというビジネス評価指標として掲げております。ボーダレスアカデミーを受講したり、ソーシャルビジネスに取り組んだりする方々はいずれも若い世代が多く、地域に新たな活力を生み出す、地域を変えていく勢いを感じてきました。

令和四年度の本県の「若者の県内定着・回帰の促進に向けた県外進学者の県内企業への就職に係る実態調査」によれば、Uターンに必要な条件や環境については、「志望する仕事・職種に就ける」に次いで、「まちに活気がある」「やりがいを感じ、働きたいと思えるような企業が増える」ということでした。ソーシャルビジネスは、本県で働きたいと希望する若者に対して、新しい働き方や暮らし方、価値を提供するものではないかと考えます。

一点目として、こうしたソーシャルビジネスについて本県ではどのように取り組んでいるのか、現状と課題について産業労働部長にお伺いします。

二点目として、県内NPOの現状と課題について伺います。

令和元年にソーシャルビジネスの実現のための制度として休眠預金制度が法制化されました。こうした休眠預金制度の資金的支援の対象となるソーシャルビジネスは、一般的な企業からNPOまで幅広い企業・団体が担い手になっています。

これまで、社会課題解決の取組については多くのNPOが担ってきたと認識しています。御周知のとおり、NPOの始まりは、平成七年の阪神・淡路大震災の際に、延べ人数百八十万人も言われる方々がボランティアに入り、同時に世界中から義援金が集まったものの、法人格を持たない団体への経済的支援に支障が起こったことから、平成十年にNPO法・特定非営利活動促進法が制定されたことによるものです。この年をボランティア元年ともNPO元年とも呼び、社会に「共創」「協働」「新しい公共」といった言葉や考え方を提供してきました。

今なお、人口減少に伴う少子高齢化や価値観の多様化などの社会情勢の変化に伴い、解決すべき社会問題や地域課題も多様化しております。こうした中、行政や企業だけでは解決できない課題・問題に対応する担い手の一つとして、NPOの存在は重要であります。

NPO法人数は、NPO法の施行後、増加を続けていきましたが、平成三十年度をピークに減少に転じています。本県も同様の傾向で、令和六年七月現在の県内NPO累計法人認証数は五百九十三法人ですが、解散数が百四十一法人、認証取消し等を差し引くと、法人数は四百四十二法人となっております。

内閣府の二〇二三年度特定非営利活動法人に関する実態調査によると、NPO法人が抱える課題の上位は、「人材

の確保や教育」「後継者不足」「収入源の多様化」となっております。私は、加えて、県内のNPOにおける中間支援の担い手が少ないのではないかと考えております。中間支援がその役割を果たすことができれば、さきに申し上げた休眠預金のような新たな活動資金の獲得においてもアクセスしやすく、情報共有しやすいのではないかと考えます。

こうした課題を抱え、住民ニーズがますます多様化・複雑化し、NPOの活動分野や領域が拡大する中で、行政や企業だけではなく、NPOをはじめとする県民が相互に連携して地域課題の解決に向けた活動に取り組む必要があると考えます。

人が育つ、地域が育つ、行政も共に育つ、そうした地域にとって不可欠な存在となっているとも言えるNPOの活動を持続可能なものにしていくため、県内のNPOの現状と課題をどう捉え、県としてどう対応していくのか、防災くらし安心部長にお伺いします。

次に、高齢者の就業促進について伺います。

総務省によりますと、総人口が減少する中で、六十五歳以上は三千六百二十五万人と過去最多、総人口に占める割合も二九・三%と過去最高だということであります。また、高齢者の就業者数も二十年連続で増加し、九百十四万人と過去最多となり、全就業者の一三・五%になっているということです。高齢者をめぐる雇用情勢も変化しており、労働力不足の中で、高齢者においても、高齢者等の雇用の安定等に関する法律により、事業主に対し六十五歳までの雇用確保が義務づけられ、令和三年度からは七十歳までの高齢者就業確保支援措置が努力義務化されています。

先日、山形県内のシルバー人材センターの状況について、かつては少なかった女性の比率が昨今向上しているというお話をお聞きしました。シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、おおむね六十歳以上の働くことに意欲のある高齢者の安定雇用を図るものですが、令和六年三月末現在で会員の女性比率が県内でも高い順で、遊佐町では四六・八%、酒田市では四四・二%、三川町では四三・八%と半数を占めるようになってきており、今ではシルバー人材センターで働く女性会員のことを「シルボンヌ」という愛称で呼ぶのだそうです。「シルバー」と、女性のお手伝い、親切というフランス語の「ボンヌ」を合わせた造語だそうです。

酒田市シルバー人材センターは、介護現場において仕事の切り出し・細分化、シェア型の働き方にしたことがビジネスモデルを変革したということで、全国の先進事例として令和四年版厚生労働白書に取り上げられております。そのことが短時間の勤務を望む高齢女性のニーズとマッチして、現場と会員の双方が満足を得られる仕掛け、仕組みとなっており、年金を補うということだけではなく、生きがいや働く喜びにつながっているとお聞きしました。

報道によりますと、六十五歳以上の独り暮らしの女性の相対的貧困率が四四・一%に上るといっております。現役世代の独り親世帯の貧困率四四・五%と同じ、深刻な水準となっています。

後に厚生年金保険と名称を変更する労働者年金制度において、女性は昭和十九年まで適用外でした。適用後も、昭和五十五年によろやく国は男女差を解消する方向性を出します。つまり、高齢女性はベースの賃金も低い上に、さらに低い年金受給金額という問題もあり、それは、取りも直さず社会が生み出した現代の課題だと言えます。課題解決の糸口は就労だけではないと認識していますが、前述のシルバー人材の取組は、一つの取組であるとも言えます。

このように、高齢者が地域の中で生きがいや希望、意欲を持って働き続けていくためには、高齢者が求めている就業ニーズと地域課題を整理することが必要であります。本県では、この超高齢化社会の中で、高齢者の就労促進のために、そして高齢者が働きやすい環境を整備するために今後どのように取り組んでいかれるのか、産業労働部長にお伺いします。

次に、県産農産物の輸出拡大に向けた取組について伺います。

四年に一度のスポーツの祭典であるパリオリンピック。数々の熱戦に世界中が沸いた夏でした。特に、県民栄誉賞を受賞される我が山形県出身の鏡優翔選手のレスリングでの金メダルは、これまで誰も成し遂げてこなかった道を新たに切り開いた姿に、改めて敬意を表します。マウスピースに記された「カワイイ」の文字に、私たちも明るい希望を抱きました。

そうしたオリンピックに沸いたパリで今ブームなのが日本のおにぎりだと報じられています。「パリおにぎり」とも呼ばれ、日本のおにぎり専門店も次々と出店しているということです。価格は日本の数倍ですが、日本のソウルフードであるおにぎりは、海外でも展開できる高いポテンシャルがあると言えます。

国の農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略によれば、日本の農林水産物・食品の輸出額は、平成二十四年の約四百九十七億円から倍増し、令和三年には一兆円を突破しました。背景には、アジアを中心に海外の所得が向上し、日本の農林水産物・食品の潜在的購買層が増えるとともに、訪日外国人の増加等を通じて日本の農林水産物・食品の魅力が海外に広まったということが言えます。こうしたことを踏まえ、国では、令和七年までに二兆円、令和十二年までに五兆円という輸出額目標を設定し、成長する海外市場で稼ぐという方向を示しています。

日本の経済情勢に変動はあるものの、依然として円安基調で流れており、インバウンド、県産品の輸出等、殊にASEANとの関係は重要であると考えております。そうしたことを鑑み、シンガポールにおいて、ジェトロ・日本貿

易振興機構シンガポール事務所、日本政府観光局シンガポール事務所、現地の日本企業等、調査を実施してまいりました。

言うまでもなく、シンガポールの経済成長は著しく、令和五年の国民一人当たり名目GDPは世界第五位であり、一人当たり購買力平価GDPは世界第三位であるなど経済的に発展しており、県産品の輸出先として有望な市場と考えられます。また、当地には日本食のレストランが数多くあり、大勢のシンガポール人でにぎわっているほか、日系デパートや現地のスーパーマーケットでも日本食が販売されているなど、日本食は既にブームを超えて定着している状況だということでもあります。また、シンガポールからは富裕層を中心に多くの方が観光で日本を訪れていますが、その際に日本食に触れた人たちがシンガポールでも日本食を望むという循環が拡大しているということから、日本食のレストランへの流通ルートを開拓するなど、農水産物の輸出の可能性はまだまだあるということでした。

しかしながら、現地での日本人気は高いが、一方で、日本産農水産物は、他国産や日本国内の他産地との産地間競争が非常に激しくなっているとの話も伺いました。そういったことから、ターゲットにするのは、富裕層のみならず、所得が増加しているその次の大きなところ、アッパーミドル層も狙うべきだというアドバイスをもらいました。

今後さらにASEAN諸国の経済発展が予想され、インバウンドも増加していき、ますます日本の産品を楽しみたいという人たちが増えていくのではないかと可能性を感じてまいりました。

本県の農産物の輸出先については、香港、台湾、シンガポール、中国、カナダと続いており、東アジアを中心に展開されていると認識しておりますが、今後の県産農産物の輸出拡大に向けた取組について、農林水産部長にお伺いします。

最後に、鳥海山・飛鳥ジオパークについて伺います。

ジオパークとは、地質学的重要性を有するサイトや景観が、保護・教育・持続可能な開発が一体となった概念によって管理された、単一の、統合された地理的領域のことを指し、一般社団法人鳥海山・飛鳥ジオパーク推進協議会のパンフレットによると、「ジオパークは、地球科学の分野の学術的な価値を持つ地域において、その地質遺産や、景観、自然、歴史、文化のすべてを保全し、未来に引き継いでいくことを目的とした、ユネスコの正式プログラムです。」とされております。

現在、日本には、日本ジオパーク委員会が認定した日本ジオパークが四十六地域あり、その一つが平成二十八年に認定された本県唯一のジオパークである鳥海山・飛鳥ジオパークであります。このジオパークの取組を推進する鳥海山・飛鳥ジオパーク推進協議会は、鳥海山の山麓に位置する秋田県の由利本荘市とにかほ市、山形県の遊佐町と酒田市の二県四市町及び観光や教育、農林水産業など様々な関係団体で構成され、それぞれの地域が持つ資源を生かしながら、県域・市町域といった行政区を超えた広域での連携体制をつくっています。

鳥海山・飛鳥ジオパークは、四年ごとに必要な再認定審査を今年度に控えており、これまで地質や地層など、例えば鳥海山の溶岩でできた遊佐の釜磯と湧水といった見どころとなるジオサイトを増やす事業や、飛鳥サザエの塩辛などジオパークに関連する認定商品の開発、前回認定の際に指摘されたジオサイト周辺への踏み荒らし対策など、魅力向上や環境保全に取り組んできました。鳥海山・飛鳥ジオパークは、今後、ユネスコ世界ジオパークの認定を目指すということで、認定基準を踏まえた上で計画のつくり直しをするということでもあります。

ユネスコが認定する世界ジオパークは四十八か国に二百十三地域あり、その中には日本の十地域も含まれています。中でも、糸魚川—静岡構造線やフォッサマグナやヒスイ海岸で有名な新潟県糸魚川市は、ジオパークのまちとして日本で初めてユネスコ世界ジオパーク認定を受けました。世界ジオパークでの国際的なプレゼンテーションには糸魚川市の高校生が参加しているということです。

また、外国の方が名指しでここに来たいという機会になる、ジオパークによる国際ネットワークが実現できるのがユネスコ世界ジオパークの効果であり、可能性だということでもあります。

また、ジオパークは、自然災害の仕組みや防災についても考える機会を提供し、それを私たちの地域づくりに生かしていく、そうした観点も持ち合わせています。昨年、県議会の防災減災・持続可能な地域づくり対策特別委員会で宮城県栗原市の栗駒山麓ジオパークビジターセンターの現地調査に参りました。ここでは、平成二十年に発生した岩手・宮城内陸地震による大規模な地滑りに関する山間部の被害状況や影響、ジオパークの取組などについて伺ってきました。

このように、ジオパークは、観光交流を促すとともに、自然災害の原因を学ぶ機会を提供するなど多様な役割を有しているため、地域振興のツールとしてその重要性を広く周知する必要があります。

鳥海山・飛鳥を含め四つのジオパークを持つ秋田県では、県の広報誌でジオパークに関する特集を組むとともに、教育旅行についてのパンフレットでもジオパークを取り上げるなど、広報啓発活動に取り組んでいます。

一方の山形県においては、酒田市で、七月と八月に定期船「とびしま」船内において、鳥海山・飛鳥ジオパーク認定ガイドが鳥海山や飛鳥の成り立ちや歴史、自然の不思議を分かりやすく解説するミニ飛鳥講座を開催するなど、再

認定に向け取り組んでおります。また、遊佐町では、ジオパーク推進業務専属の地域おこし協力隊を募集し、ジオサイトの保全活動やジオパークの周知活動をしております。

このように、地元では、県内外より多くの方に訪れていただきたい、知っていただきたいとの熱い思いでジオパークの保全や周知啓発に取り組んでいるところですが、認知度の向上についてはまだまだ途上の段階であると考えています。

本県として、今後の鳥海山・飛鳥ジオパークへの取組を後押しするためにも、観光面におけるジオパークの活用についてどのようにお考えか、観光文化スポーツ部長にお伺いして、私の壇上からの質問といたします。ありがとうございました。

○副議長（矢吹栄修議員） この場合、答弁を求めます。

答弁の順は私から指名します。

吉村知事。

○知事（吉村美栄子君） 江口議員から男女共同参画社会実現のための取組の成果と課題について御質問いただきましたので、お答え申し上げます。

私は、知事就任当初から、誰もが性別に関わりなく個人として尊重され、その個性や能力を十分に発揮できるよう、先頭に立って男女共同参画の推進に取り組んでまいりました。全国知事会におきましても、男女共同参画プロジェクトチームのリーダーとして、政府に対しジェンダー平等の実現を訴え、雇用における男女の均等な機会・待遇の確保や女性活躍による経済活性化を提言し、政府の各種施策の実現にも結びついているところです。

社会の人口は大体女性と男性が半々となっており、政策・方針決定過程へ人口の半分を占める女性が参画するということを進めることは、両性の視点を反映することにつながりますので不可欠であると考えております。

県では、審議会委員への女性登用を積極的に進めてきており、現在、多くの審議会女性委員割合五〇%以上を達成しております。また、県の男女共同参画センター「チェリア」では、地域や企業において男女共同参画を推進するキーパーソンとなる女性をこれまで五百名以上育成しており、自治体の議員や審議会委員をはじめ、幅広い分野で活躍いただいているところであります。さらに、県内各地の自治会や学校などに男女共同参画推進員を派遣して出前講座を実施し、地域における普及啓発も図っております。

こうした取組などにより、令和元年度に実施した県民の意識調査では、「夫は働き、妻は家庭を守る」という性別役割分担意識について、平成五年度に調査を開始して以来初めて「反対」が五割を超え、県民の意識に変化が現れてきております。本県における男性の育児休業取得率につきましても、令和五年度は三五・二%と前年度の二一・六%から大分上昇しており、男性の家事・育児への参画意識の高まりも見られるところであります。

一方で、県内企業における女性管理職の割合は一六・〇%と近年横ばいになっているとともに、令和四年度に実施したオンライン百人女子会では、県内外の若い女性から、本県で暮らし働くことについて、「依然として子育てや家事の負担が女性に偏っている」とか「地域や職場での慣習から、男性が優遇されていると感じる」といった声が多く寄せられ、今もなお固定観念や無意識の思い込み・アンコンシャスバイアスがジェンダー平等や女性の活躍を妨げる要因になっていると改めて感じているところであります。

賃金格差や性別による役割分担などのジェンダーギャップは、若年女性の県外流出の一因とも言われており、地域、企業いずれにおいても、一層の意識改革と理解促進を図る必要があると考えております。

人口減少が急速に進む中、本県が活力を維持し、さらに発展していくためには、政策・方針決定過程や、地域・経済などあらゆる分野に女性も参画し活躍していくことが不可欠であります。そのため、これまで女性の参画が進んでいなかった防災や科学技術分野などへの参画拡大や、企業における女性登用の一層の促進に加え、若いうちからジェンダーや多様性について学び、ライフステージや職場などで性別に関わりなく主体的に選択ができる人材の育成にも取り組んでまいります。

正直言いますと、本県における男女共同参画社会の実現はまだまだの感がありますので、今後とも、男女共同参画に資する施策を着実に推進し、「互いを認め合い、共に助け合い、誰もが希望する生き方で輝ける社会」の実現に向けて、さらに力を尽くしてまいります。

○副議長（矢吹栄修議員） 中川防災くらし安心部長。

○防災くらし安心部長（中川 崇君） 私には二問質問を頂戴しておりますので、順次お答えいたします。

初めに、防災学習施設の機能強化についてお答えいたします。

山形県防災学習館は、災害の疑似体験等を通じまして防災についての知識及び技術の普及を図ることを目的とし、平成十年に開館しました。館内には、地震や消火などを体験・学習するコーナーがあり、学校や子供会、自主防災組織等の幅広い年齢層の方々に利用していただいております。また、地震体験車を県内各地域で機動的に運用してまいりまして、防災学習館と併せて防災意識の向上に重要な役割を担っていると認識しております。一方、防災学習館は、

開館から二十六年が経過し、機材の故障も発生しており、修理を繰り返しながら運営を行っているところです。

今年発生した能登半島地震の際には、本県沿岸部に津波警報が発表され、多くの方が一時避難場所等に避難しましたが、非常持ち出し品の不備や車での避難により一時渋滞が発生するなど、日頃からの意識や備えが課題となりました。人口減少や高齢化が進む中、一人一人の防災意識の向上と災害時要支援者への対応も含め、地域の方々が互いに協力し助け合う取組の重要性を改めて認識したところであります。

このようなことから、県では昨年度、「県民防災デー・防災点検の日」を新たに制定し、避難や備蓄の確認など、災害が起きた場合に具体的な行動につなげられるよう意識啓発を行うとともに、今年度は、地域における防災活動の活性化を図ることを目的に、地域において取り組むべき防災教育の内容や効果的な手法、そのための環境整備について、ワーキンググループを設置し検討を進めているところです。

この中では、「災害を身近に感じる機会として、地震や大雨の疑似体験を通し、防災への事前の取組の必要性に気づいてもらう」や「居住する地域で起こり得る災害をより具体的に理解し、災害に対する認識を深めるためVRを活用するとよい」など、体験型学習の重要性についての御意見もいただいているところであります。

今後は、これらの御意見を踏まえ、「地域における防災教育のあり方」を今年度中に取りまとめる予定でありまして、豪雨災害等の具体的な災害をイメージし実感できるデジタル技術の活用も含めた防災学習館の機能強化について検討してまいりたいと考えております。

地域の一人一人が災害を自分事として捉え、主体的かつ能動的に行動し、地域の方々が互いに協力し助け合う防災活動が展開されるよう引き続き取り組んでまいります。

続きまして、県内NPOの現状と課題について御答弁申し上げます。

NPOは、公益的サービスの提供や、社会問題・地域課題の解決に向けて継続的・自主的に活動する民間非営利の社会貢献活動団体であります。県内では、四百を超えるNPO法人が、保健・医療・福祉や子供の健全育成、まちづくりをはじめ、多くの分野で活動し、社会的にも極めて重要な役割を果たしております。

一方で、一部のNPOにおきましては、活動資金の確保や人材の育成・確保、さらにはマネジメント能力の向上など活動基盤に課題を抱えており、県では、NPOの活動基盤の充実強化に対する支援を積極的に行っております。

活動資金の確保につきましては、県からの拠出及び県民の皆様からの寄附などによるやまがた社会貢献基金を活用し、様々な分野のNPO活動を幅広く支援しております。

また、人材の育成・確保やマネジメント能力の向上につきましては、個々のNPO活動を支援する中間支援の役割が非常に重要であると認識しており、平成三十年度から県の社会貢献基金の助成事業に中間支援組織のNPO活動支援を重点課題として設定し支援するとともに、令和四年度からは、多様な機関との協働による課題解決を図るため、NPOのネットワーク化への支援を強化しております。

この基金を活用し、中間支援組織では、行政、関係機関、NPOなどのネットワークを形成し、それぞれの持つ機関の強みを生かし、必要な資金調達や人材育成、新たな担い手の確保などの課題解決に向け、多方面から支援する仕組みの構築に取り組むほか、会計講座や税務面のコンプライアンス・リスクマネジメント研修会を開催しており、このような中間支援組織の取組を通しまして、NPO活動の基盤強化につながっていくものと期待をしているところであります。

また、県では、中間支援組織との意見交換会を開催し、中間支援組織の現状や資金確保の方法、次世代へのノウハウの継承、円滑な組織運営などの課題を共有し、今後の中間支援の在り方について検討するなど、中間支援組織のスキルアップを図っております。

NPOにつきましては、多様化する社会のニーズに応える重要な役割が期待されておりますので、今後も、中間支援組織への継続的な支援を行うとともに、社会貢献基金の活用や、議員のお話にもありました休眠預金等の助成制度の周知などにより、人口減少社会において地域づくりの重要な担い手となるNPOの活動基盤の強化に取り組んでまいります。

○副議長（矢吹栄修議員） 岡崎産業労働部長。

○産業労働部長（岡崎正彦君） 私には二問頂戴いたしました。

初めに、ソーシャルビジネスの現状と課題についてお答え申し上げます。

ソーシャルビジネスは、社会課題を持続可能なビジネスで解決することを目的とした取組であり、少子高齢化、地域の環境や資源の保全、地域人材の減少など、様々な課題を抱える地方にとって、ソーシャルビジネスの創出は非常に重要であると考えております。

県では、令和四年度から、やまがた産業支援機構及び山形大学と連携し、最上地域をモデルエリアに地域課題の解決や地域資源の活用をテーマとした創業を目指すソーシャルイノベーション創出モデル事業を展開してきております。

この事業では、コーディネーターとして二十代から三十代の若者が中心となり、地域に入っのヒアリングやデータの収集・分析に基づいて抽出された様々な地域課題について、百五十以上の個人・企業・団体の参画を得ながら、その解決に向けた新事業の創出に取り組んでおります。これまで、地域住民の健康増進やコミュニケーション活性化を目指し、廃校を利活用したフィットネスジムを運営する会社の設立や、大学生が山形の食の魅力発信・地域活性化に向けて県産果実と蜂蜜を使用した製品等の販売事業を起業するなど、十四件の新規創業や新たなプロジェクトを創出してあります。

ソーシャルビジネスは、利益を追求しつつ社会問題を解決するという二重の目的を持つため、事業に取り組むに当たっては、ビジネスの担い手や連携パートナーの確保が難しいこと、ビジネスモデルの構築に向けた課題や解決策の深掘りが不可欠であること、立ち上げたプロジェクトのビジネス化やそれを継続していくためのノウハウが必要であることが課題となります。

そのため、モデル事業を進めるに当たり、これら課題への対応策として、百五十以上の参画メンバーとの課題共有によるパートナーの確保、地域課題を自分事として粘り強くビジネス化支援を行う若手コーディネーターの育成・配置、事業化に向けた助言や気づきを得られる企業経営者や他の創業者とのマッチングなどを実施してきたところです。

県としましては、この事業を通して培ってきたノウハウや人脈を活用し、また、創業のためのワンストップ窓口として開設している「ジョージ山形」を核に、商工団体や金融機関等との連携をより深めながら、県内各地でソーシャルビジネスが継続して生み出されていくよう、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

次に、高齢者の就業促進についてであります。

少子高齢化を伴う人口減少の進行により、あらゆる産業分野において人手不足が顕在化する中で、働く意欲のある高齢者の雇用を積極的に促進し、その能力と経験を生かして活躍していただくことは、地域の活力を維持するためにも大変重要であると考えております。

これまでも県では、軽易な業務への就労を希望する高齢者のニーズに応えるため、その機会を確保・提供する県内各地のシルバー人材センター及び山形県シルバー人材センター連合会の活動に対して支援を行ってきたところです。

また、令和元年度からは、同連合会にコーディネーターを配置し、企業に対し業務の切り出し・細分化、シェア型の働き方などといった高齢者の就労環境整備に関する助言を行いながら、高齢者を雇用する企業の掘り起こしに取り組んであります。この取組により創出された新規就業者は、令和元年度の百八十三人から昨年度は四百五十一人と増加してきております。

加えて、令和四年度からは、高齢者の潜在的な労働意欲を喚起するため、ライフプランや再就職をテーマとした就活応援セミナーと、働く意欲のある高齢者とシニア人材を求める企業とのマッチングを行う合同企業説明会を併せて開催し、昨年度は、参加した二百十八人のうち、四十五人の新規就業につながりました。参加者からは、「就労中の年金や雇用保険の内容が理解でき、とても参考になった」「企業から直接求人に関する情報を聞くことができ有意義だった」など、おおむね高い評価をいただいた一方、「パートタイムで働ける求人情報があればよかった」などの御意見もいただいております。高齢者の特性に応じた、より幅広い職種や多様な働き方ができる企業の情報提供に取り組んでまいります。

県としましては、今後も人手不足が見込まれる中、経済社会の活力の維持向上に向け、本県産業を支えてきた知識や技術・技能を有する高齢者に積極的に活躍していただけるよう、今後とも、山形労働局や高齢者雇用を支援する独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構などの関係機関と連携しながら、高齢者の働きやすい職場環境づくりを進め、県内企業等における高齢者の就業促進にしっかりと取り組んでまいります。

○副議長（矢吹栄修議員） 大泉観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（大泉定幸君） 観光面における鳥海山・飛島ジオパークの活用についてお答えいたします。

鳥海山・飛島ジオパークは、地質学的に重要な地形、景観を有しており、地域住民が参加しての自然環境の保全や、教育、観光、商品開発などの活用を図り、持続可能な社会の実現を目指している地域として、平成二十八年に日本ジオパーク委員会から認定されております。

鳥海山・飛島ジオパークの特徴として、天然のブナ林やイヌワシなどが生息する自然豊かな環境を有し、さらに鳥海山の麓に湧き出る湧水は、豊かな農作物や岩ガキをはじめとする海産物を育み、多くの観光客を魅了する資源にもなっております。また、本県唯一の離島である飛島は、南北の植物が同居する個性的な生態系を有し、バードウォッチングやスキューバダイビングのポイントとしても知られております。

さらに、このような自然豊かな環境の中で、鳥海山信仰を背景に地域に伝承されてきた国指定重要無形民俗文化財の「杉沢比山」や、鳥海山山頂や御浜、飛島などの五か所がかがり火をたき五穀豊穡を占う神事「火合わせ」など地域独自の文化が作り出され、自然と人とのつながりが大切に受け継がれてきました。

これまで、鳥海山・飛島ジオパーク推進協議会において、地域の歴史や文化を含めたジオパークの魅力を案内する

ジオガイドを育成しているほか、県では、ジオパークの雄大さを実感できるスポーツイベント「鳥海山SEA TO SUMMIT」への協力、環鳥海エリアの観光地を巡る「まるっと鳥海わくわくキャンペーン」の実施など、観光誘客の拡大に取り組んできたところです。

また、最近では、探究学習の題材としても着目し、ジオパークの豊かな自然と生物多様性などを学ぶ教育旅行の誘致を進めるとともに、月光川河川公園でのテントサウナイベントにおいてロウリュに鳥海山の伏流水を使用するなど、若者に向けた体験型観光コンテンツの造成も始めているところです。

県としましては、引き続き、鳥海山・飛鳥ジオパークの価値や魅力を広く発信するとともに、この地域の地形や自然、これらに関わる人々の暮らしや文化、歴史、食などを観光資源として活用し、地域の方々と一緒になって、ストーリー性を持った観光ルートづくりや商品開発を進め、交流人口の拡大に取り組んでまいります。

○副議長（矢吹栄修議員） 星農林水産部長。

○農林水産部長（星 里香子君） 県産農産物の輸出拡大に向けた取組についてお答えいたします。

令和四年度の県産農産物の輸出につきましては、輸出量は千九百八トン、輸出額は十億五千万円となり、いずれも過去最高を更新しております。主な輸出品目は、米、牛肉、リンゴ、桃で、主な輸出先は、香港、台湾、シンガポール、中国となっております。

県産農産物の輸出拡大に向けては、まず、山形県国際戦略における重点地域であるアジア諸国における取組を一層強化する必要があり、現地の輸入企業、百貨店やスーパー、レストランなどと連携して販売プロモーションや商談会を行うなど、商流の拡大を図っております。

具体的には、今年五月、タイにおいては県として初めてとなる農産物のトップセールスを実施し、デビュー二年目を迎えたやまがた紅王をはじめ総称山形牛など山形ブランドの魅力を強力に発信いたしました。プロモーション会場では、現地の輸入企業や地元インフルエンサーから県産農産物を試食いただき、大変好評を得たところです。また、東南アジア最大級の国際食品総合見本市「THAIFEX（タイフェックス）-Anuga（アヌーガ）Asia 2024」では、東北・新潟七県連携のブースにおいて高級ブランド米つや姫のプロモーションを実施いたしました。期間中には計三十件の商談がなされ、つや姫のポテンシャルの高さを実感したところです。

また、海外では、日本食の広がりや背景に日本産米の需要が高まっており、日本からの米の輸出が大きく増加しております。米は、本県の輸出量の約七割を占める主要な品目となっており、本県においてもさらなる伸びが期待できるものと考えております。

こうした中、米の輸出に関心の高い生産者からは、輸出して収入を十分に確保することができるよう、品質や食味が良いことに加えて、収量が多い品種の導入を期待する声が上がっております。こうした期待に応えるため、県では、高い収量性と優れた食味を備えた品種の導入について検討を進めております。

県としましては、アジア諸国に加え、北米やオーストラリア等も視野に入れて、これまで築いてきた人脈を生かして、本県農産物の品質の高さやおいしさをアピールするとともに、日本酒などの県産品や観光も含めた一体的なプロモーションを実施し、県産農産物の輸出拡大につなげてまいります。

○副議長（矢吹栄修議員） この場合、休憩いたします。

午後一時再開いたします。

午後 零時 十二分 休 憩

午後 一時 零 分 再 開

○議長（森田 廣議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑及び質問を続行いたします。

十一番 関 徹議員。

○十一番（関 徹議員） 三年ぶりの一般質問であります。意義をかみしめながら、通告に従って六項目について質問します。

最初に、赤川をはじめとする河川整備と流下能力向上対策についてです。

七月二十五日からの豪雨は、本県史上最大の被害をもたらしました。被災者お一人と警察官お二人が貴い命を落とされました。また先週は、能登半島地震の被災地が今度は豪雨に見舞われ、新たな犠牲者が発生してしまいました。家を失って仮設住宅に入っていた方々がそこからの避難を強いられるなどの状況は大変痛ましいことです。

県内で、能登半島で亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。あわせて、被災者救援、被災地復旧復興のために奮闘されている全ての方々に深く敬意を表し、厚く感謝を申し上げます。

今般の水害での被害に支援が尽くされることはもちろん、教訓を今後に生かすことが切に求められています。日本

共産党山形県委員会も豪雨対策本部を立ち上げ、衆参国会議員を先頭に調査を行って、八月二十日に三十三項目の申入れを県に行いました。今月十三日には国交省東北地方整備局にも伺ってまいりました。その全体の実施を求めるものですが、今日は、今後の対策について、水害以外も含めて質問します。

最初に、水害に関わる防災・減災対策の強化です。

水害対策には、流域治水を進めるとともに、土地利用の適正化を図っていく必要があります。そういう大きな課題を念頭に置きながら、当面する河川整備計画について質問します。

今回、県管理河川にも多くの被害が発生しました。被害箇所の中には、整備計画のない河川、整備が必要とされていない区間、必要が認められていたが未実施だった箇所などが少なくないようです。国管理区間では、戸沢村蔵岡の最上川堤防は暫定堤防となっており、本来必要とされる高さに至っていない箇所から集落への越水、浸水があったと国交省新庄河川事務所で聞きました。また、鶴岡市で今回被害が発生した藤島川は整備計画に位置づけられておらず、京田川は、整備計画はあるが整備対象外、当面の事業区間ではなかったということです。

次に、南庄内を代表する一級河川である赤川についてです。流域に鶴岡市を擁し、鶴岡市中心部の大半が水没する大きな被害をもたらす可能性のある河川であり、その対策は鶴岡市にとって最大の水害対策と言えます。

県赤川水系河川整備計画は二〇一三年に策定され、おおむね二十年間の目標を定めていますが、同計画では、「未だ未改修の区間が残っており、現在でも治水安全度が低い箇所が多く、近年でも頻りに洪水被害が発生しています」と現状を認識しています。しかし、同計画では湯尻川と矢引川しか対象としておらず、令和五年度に行われた事業中評価でもそれは見直されませんでしたし、それぞれの改修の目標も、「直近の大きな水害」というものにとどまっています。

こうした状況を受けて伺います。

県管理の河川の整備計画について改めて点検もし、未策定の河川は必要度・緊急度の判定も含めて策定を急いで進めるべきではないでしょうか。また、赤川水系河川整備計画については、同水系四十四河川全てに対象拡大を図りながら、近年の気候変動の影響も踏まえた計画に引き上げ、早急な対策推進を図るべきではないでしょうか。さらに、国には赤川国直轄区間整備計画の速やかな推進を求めるべきではないでしょうか、県土整備部長の見解を伺います。

水害対策でもう一点質問します。

私は、平成三十年九月議会で、河川のしゅんせつや支障木撤去などの対策について、短期間に実施でき、費用も少なく、即効性のある事業であり、全国知事会も要望していることを指摘して、その強化を提言しましたが、翌年から実施された河川流下能力向上緊急対策計画では、延長二百二十キロメートル、二百九十か所で事業が行われました。その後、被害の発生抑止、規模縮小など事業の成果が確認されています。今般の水害でも相当な効果を発揮したことが検証されつつあります。

一方、この事業は、一度実施しても数年のうちに元の状態に戻る 경우가多く、繰り返し行わなければなりません。対策が行われたものの、その後土砂堆積が進んだり支障木が発生したりした結果被害が発生した箇所が今回もありました。長らくこの事業を軽んじ、財源保障を行ってこなかった国の責任が問われる問題です。

そこで伺います。今年度までとなっている緊急浚渫推進事業を含めて、国に補助充実を求めつつ、これまで以上の規模の計画を立てて、流下能力向上対策を将来にわたって継続的に進めていかなければならないのではないかと考えますが、県土整備部長の見解を伺います。

二番目に、被災者への支援の充実について質問します。

災害発生時の課題の一つとして避難所環境の問題があります。このたびの水害で本県に開設された避難所のうち、先週時点でも残っていた酒田市、戸沢村、鮭川村の当初からの経過と現状などを、訪問または電話で伺いました。

どこでも公民館や柔剣道場などの大きなスペースに最大百人規模で生活してきましたが、段ボールベッド、パーティション、テントなどが基本的には確保され、食事も日に一回は弁当でなく給食などを提供する態勢が取られるなど、平時からの準備が活かされていたと感じました。ただ、現在は食事がパンと弁当になってしまったところもありましたし、コロナ感染が拡大して大変苦労されたところもありました。

なお、コロナ感染の際には、県からの医療従事者派遣と指導で何とか乗り越えることができた深く感謝を述べておられました。しかし、感染症の場合の隔離スペースやトイレの確保はなかなか難題のようでありました。

また、自分も被災者になったとテレビに出演された元首長は、避難所のプライバシー確保に課題があったと語っておられました。

より大きな災害であった能登半島では、「避難所に携帯トイレが足りず長時間我慢した」「携帯トイレを複数人で使用した」「外で用を足した」「食事、睡眠、排せつの最低限の環境が整うまで三週間から一か月要した」などなど、大変胸の痛む状況が報じられました。

近年の災害では、直接死より発災後の避難生活等における身体的負担による疾病による災害関連死が増加し、避難

所環境改善の重要性は誰の目にも明らかになっているにもかかわらず、大きな災害が発生するたびに悲惨な事態が繰り返されております。

一方、四月の台湾地震の報道で、同地域の避難所環境の充実ぶりが能登半島とあまりに落差があると大きな注目を浴びました。その後、さらに充実したイタリアの状況なども報じられています。国際的にはスフィア基準が難民や被災者に対する人道憲章と人道対応に関する最低基準とされていますが、日本の避難所指針やガイドライン等はその水準に至っていません。

私は、令和元年九月の一般質問で、避難所で重要なTKB——トイレ・キッチン・ベッドの一つとして、段ボールベッドについて業界との協定締結を提案、その年のうちに具体化していただきました。意義ある施策と考えております。

今年六月に長野県の防災対策を会派で視察してきました。同県は、これまでの自然災害の経験を深く受け止めて総合的な防災対策を構築してきましたが、避難所の環境整備についても、避難所の環境向上に関する実務者検討会中間報告で提言をまとめておられます。

まず最初に、三日以内に快適トイレと手洗い場、栄養に配慮した温かい食事、一世帯一空間のパーティションが設置された必要数のベッドなどなどの確保を県として目標に掲げています。そして、具体の策として、平時に建設現場で使用されている仮設トイレを災害時にレンタル利用するのですが、レンタル会社が洋式で快適なタイプを購入する場合には、その費用の一部を県が補助する事業を行っています。建設現場の労働環境改善と一石二鳥であり、費用対効果もよいと思いました。

次に、避難所で作りたての温かい食事を提供するという面では、キッチンカーを被災地に派遣するために、業界・事業者と協定締結を図っています。今年はその事業を活用して能登半島地震への派遣を行って大変喜ばれたと聞きました。

長野県以外にも各地で様々な取組が進められています。例えば快適トイレについては、徳島県が平成の時代から取り組んでいて、長野県もそれを参考にしたということでありました。

そこで伺います。スフィア基準という人権を保障する水準を目指し、県として避難所生活のための望ましい資機材備蓄の基準を示し、市町村の確保の取組の支援を行ってはいかががでしょうか。快適トイレ確保や温かい食事の確保を図る対策を関係団体への支援策と併せた協定締結という形で進めてはいかががでしょうか。

被災者支援の二つ目に、みなし仮設住宅や災害公営住宅に入居する際に洗濯機、冷蔵庫、テレビなどの家電が必要となりますが、それを購入する場合に県が市町村と協力して支援する事業が今議会の補正予算で提案されました。これは、能登半島地震での石川県の家電支援を参考に、県が被災市町村と調整しながら進めてきたものと聞いております。それらの家電製品は生活する上で必要不可欠であり、また、仮設住宅が新設される場合には備えられているものです。日本共産党県委員会も県に対する申入れの中で提言したことの一つなのですけれども、被災者の声に耳を傾けた事業として評価しているところです。同時に、今後同様のケースでも実施される事業として、制度を創設してはどうかと考えます。

また、そもそも国の制度として保障されるべきものと思いますので、それらの家電など生活に必要な資機材の設置などについて、災害救助法の改正を国に求めてはどうか、防災くらし安心部長に伺います。

三つ目の項目、主食用米の安定供給と稲作農家支援について質問します。

今年、令和の米騒動が起きました。卸に米が入らず、スーパーや生協に高い値段で朝並んでも屋にはなくなる状況が続きました。多くの農家は去年契約しているので、もうかるわけでもありません。生活の苦しい消費者は米を買えない事態となりました。民間流通米在庫は百五十六万トンで一九九九年以降最低、一か月の消費量六十万トンのところ、供給体制は在庫と政府備蓄米合わせても二百四十七万トン、今年産新米が出てきたといっても、それは来年十月末までの来年度分を先食いしているにすぎません。いまだ米騒動の解決の見通しは示されていないわけであります。

こうした中で、県が子ども食堂やフードバンクに支援したことは、コロナ禍の事業に続くものですが、権利としての食料アクセスの確保を応援する優れた施策として評価しておきたいと思います。貧困対策としての食料支援の制度化は、本来、国が責任を持ってやらなければならないことです。

さて、今年、食料・農業・農村基本法が改正されましたが、旧基本法の二十五年間に米価は生産費を割り込み、近年の資材高騰など生産費高騰も相まって、二〇二一年、二〇二二年は時給十円の米づくりを強いられて離農が一層進行、二〇〇五年時点で二百二十四万一千人であった基幹的農業従事者数は二〇二三年の推計概数値では百十六万四千人と、十八年間でほぼ半減しています。田んぼの耕地面積も二〇〇〇年の二百四十九万ヘクタールから二〇二三年の二百二十一万ヘクタールに一一%減少しました。稲作農家に「米作って飯食べねえ」と嘆きが広がっています。

担い手が減っても大規模経営に農地が集約されるから耕作面積は維持できるという構造改革政策も、条件の悪い中山間地では耕作放棄地が広がるなど破綻しました。県は新規就農の拡大に努力し、成果も上げていますが、高齢化も

相まった基幹的農業従事者の減少には全く追いついていません。旧基本法に基づく国の農業政策の失敗は明らかであり、その反省なしに、若い人が続けたい、新規就農したいと思う政策への転換なしに展望を開くことはできません。

三菱総研が昨年発表した穀物の中長期的需給見通しでは、このままでは、二〇五〇年まで農業経営体は八〇%減少、主食用米は四〇年には最大百五十六万トン不足する。主要な要因は農業者の激減だとされています。

世界が食料危機の時代に入っている中で、安全保障という点から考えても極めて深刻な事態です。欧米諸国が価格保障を柱に長年にわたって米増産を進めてきた中、主食用米の安定供給を進めるためには、水田畑地化や産地交付金のような減産政策はやめ、国民の一年間の需要を賄う規模の備蓄の制度化と柔軟な活用などが必要です。そして、全ての農家に意欲を持って生産してもらえる政策への転換が緊急重大課題となっています。

そこで、政府に対して価格保障、所得保障をはじめ農家が意欲を持って生産できる農政、主食用米の増産を進める政策への転換を強く求めるとともに、本県としても主食用米の生産の目安を引き上げていくべきと考えますが、農林水産部長に御所見を伺います。

四つ目に、食味のよさから消費者の評価が高く、高温耐性の高さも実証され、生産者からも要望が大きく高まっている雪若丸の生産拡大についてです。

これまで、登録された生産組織で有機栽培・特別栽培もしくはGAPのいずれかで栽培することを義務づけて、大きな網目であるGLサイズのふるいで調整することも推奨してきました。価格を引き上げていくブランド戦略ということです。しかし、現在、さきに述べたとおりの生産基盤の急激な縮小の中で、あらゆる手を尽くして生産を維持し、拡大を図ることが最優先となってきているのではないかと考えます。高齢化している生産者に申請の手間をかけることも意欲の減退につながりかねません。

そこで、雪若丸の種もみ提供について、品質向上の努力を続けながらも、条件づけの緩和をして、希望する農家により多く提供できるようにすることが求められていると考えますがいかがでしょうか、農林水産部長に伺います。

五つ目に、不登校や発達障がいなど困難を抱える生徒への高校での支援について質問します。

令和四年度の文科省調査によれば、本県の高校での不登校は、公立、私立合わせて五百八十八人に上りました。また、中退は、平成三十年代公立、私立含めて四百十四人、一・三%から、少し増減を繰り返して令和四年度は三百十八人、一・一%となっています。中退扱いではない形で、一旦入学した高校から他校などへ移籍する生徒もいると聞きます。こうした状況をどのように捉えているのでしょうか。

不登校に関しては、発達障がいが必要になるケースがあることも様々な研究で明らかになっており、特別支援教育の強化は不登校対策の観点からも重要です。しかし、特別支援教育の基本となる個別の指導計画、個別の教育支援計画、以下個別計画と呼ばせていただきますが、個別計画策定率は、中学に比べて高校ではかなり低下しているようです。策定人数が公表されず率のみになっているということにも課題を感じます。通級指導も限られた高校にとどまっています。

こうした状況について、鶴岡市を中心にした発達障がいの保護者の会や不登校の保護者の会の方々、そうした児童生徒を長年支援してきた専門家の方々から厳しい御意見をいただきます。「中学まで受けてきた特別支援が高校ではなくなった感じがする。発達障がいの子供に対する先生方の配慮が感じられなかった」などの保護者の声。支援団体からは、「全日制の県立高校に入学した生徒が、衝動性が強いことからトラブルを起こすなどして学校との関係が悪化し、定時制に移籍せざるを得なくなった」「高校在学中の特別支援が十分でないままに一般就労した生徒が数か月で挫折して退職し、就労支援を受けに来る例が後を絶たない」などなど。先生方からも、「発達障がいや不登校の生徒への対応は担任が行い、出席が足りなくなってきてようやく校内支援委員会に上がってくる感じである」といったようなお話を聞きます。

以上のように、相当数の生徒が支援の不十分さから中退するあるいは移籍するという状況は、困難を抱える生徒の全日制高校からの排除と見られかねない状況ではないでしょうか。インクルーシブの理念にそぐわない重大事態として認識されるべきではないかと思えます。

二つ目に、定時制・通信制に不登校など困難を抱える生徒が一定数入学しているということです。

令和六年度、本県の通信制普通科入学者は、中学新卒者に比べて他の高校などからの編入者のほうがかなり多くなっていると聞いています。定時制でもこうした傾向が見られ、以前の働きながら学ぶといった生徒は減少し、全日制から定時制や通信制への転編入する生徒も含めて、困難を抱える生徒を受け入れる役割が大きく高まっています。

ところが、今、支援に困難が生じています。鶴岡工業高校時代の夜間定時制では、生徒数が学年で一桁まで減って、結果として生徒一人一人に手が届く教育を行っていたものが、庄内総合高校では学年二十人を超えるまでに増えて指導が困難になっているといえます。二十人は一般的には少人数ですが、困難を抱える生徒の割合が高いと、それでも教職員の負担は多大ということです。さらに、通信制ではスクーリングを充実させる努力が払われていますが、そこに来ない生徒への支援は不可能です。自ら学ぶ生徒を前提にした教職員体制になっているからです。

文科省は、定時制・通信制の役割が大きく変わったことについて認識を示してはいますが、それにふさわしい教職員体制を構築しようとはしていません。甚だ遺憾なことです。困難を抱える生徒一人一人に寄り添い、一人一人違う歩みを支援できる体制を検討することが求められています。それには、まず実態をよくつかまなければなりません。

例えば、この春に埼玉県に不登校支援の視察に行ってきたのですが、同県は、高校中退の生徒の卒業後の実態調査を行って、報告書も公表しています。中退に至るまでの経過や中退後の状況まで踏み込んだ調査で、生徒の挫折感、教職員の苦悩がうかがい知れるものです。また、高校中退率の低減を教育振興計画などに掲げている都道府県もあるようです。

そこで伺います。高校における不登校対策や個別計画策定と支援の実態、それらに関わる中退・移籍等の実態の把握を進め、困難を抱える高校生の支援について七教振でしっかりと位置づけるべきではないでしょうか。また、全日制でも少人数学級が必要と感ずますが、特に定時制・通信制での教職員体制及び教育の充実を図るべきではないでしょうか。

誰一人取り残さない教育は、本県教育の最上位の目標であるべきと考えますが、教育長の認識を伺います。

最後に、庄内総合高校の通学の問題です。

同校も、他の定時制・通信制高校と同様、困難を抱える生徒の支援に工夫・努力を行い、生徒、保護者からの評価を受けています。しかし、さきに挙げた教職員体制による指導の困難とともに、通学の困難を抱えています。

多くの生徒が居住する鶴岡市からの通学は、JRへの乗り継ぎが不便で、自宅から最寄り駅まで、余目駅から学校まで、不便で長時間の通学を強いられています。多くの家庭が保護者の送迎で大きな負担となっています。鶴岡市役所から約二十キロ、車で約三十分かかります。朝日・楡引・藤島・羽黒・温海地区といった鶴岡市の合併前の旧町村地域はさらに困難です。

かつて、鶴岡南山添校を廃止するときや、鶴工定時制、鶴南通信制を庄内総合高校に移すときに、保護者や支援者からは強い反対がありました。「庄内町まで通えるぐらいなら中学で不登校になっていない」という声もありました。それを押し切って移設した結果発生した事態であり、県の責任が問われています。

困難を抱える生徒に教育を保障する姿勢の一つとして、県として通学手段の確保を行うべきではないでしょうか、教育長の考えを伺います。

最後に、近年の日本の平和主義の後退に対する知事の所感を伺います。

最初に、軍事費拡大の問題です。

政府は、防衛力整備計画で二〇二三年度から五年間の防衛費を総額四十三兆円、直前五年間と比べて一・六倍に増加させることを打ち出しました。三年目の来年度概算要求は八兆五千三百八十九億円です。最後まで実行されれば、日本は世界第三位の軍事大国になります。総額四十三兆円と説明されていますが、後年度負担も合わせると実際は五十九兆五千億円で、二〇二八年度以降も大軍拡を続ける方向もあらわです。

このような大軍拡は、何よりも、医療・介護・福祉、教育、防災、雇用、農林漁業、商工業、環境などなど、山積する切実な国民要望に応えることを困難にしています。例えば、大学の授業料無償化に必要な予算は一兆八千億円です。保育・介護などケア労働者の賃金上げは一兆円あればできます。鈴木宣弘東大大学院特任教授は、農地維持基礎支払い、稲作や酪農の赤字補填、五百万トンの米備蓄と国内外援助用米買上げに二兆七千億円充てれば農業・農村は大きく復活し、日本の地域経済に好循環が生まれるとしています。

例示はこの程度にとどめますが、社会保障費の自然増を削りながら軍事費を増やす、農業予算をも文教予算をも軍事費が大きく上回るというような予算の根本的思想が問われています。また、建設国債の充当、事実上の赤字国債による調達、アメリカ言いなりの兵器購入などなど、国家財政のルールすら破壊するやり方となっています。借金財政の危機をも一層深めます。そして、いずれ必ず莫大な国民負担の道に進むことも明白です。

二年前に軍事費増額が打ち出された際、海上自衛隊呉地方総監部の現役総監が「社会保障費にお金が必要である傾向に全く歯止めがかかっていない中であって、防衛費が特別扱いを受けられるほど日本の経済状態はよくなっているのだろうか」「もろ手を挙げて無条件に喜べるか」というと、私個人としては全くそういう気持ちにはなれない」と発言して反響が広がりました。

続いて、元自衛艦隊司令官、海上自衛隊現場トップであった方も、「身の丈を超えていると思えてならない」「国債という麻薬のようなものを平時に使えるという主張があることは信じられない」など述べました。

加えて、軍拡は、軍事機密を守るために国民の知る権利、思想・信条の自由等の制約強化を伴います。特定秘密保護法、経済安全保障推進法、経済秘密保護法などなどが次々と制定されました。軍事機密に関わる特許が非公開にされるなど、経済活動も制約されます。

二つ目に、軍拡の背景にある軍事戦略の危険性についてです。

二〇一五年に安倍政権が集団的自衛権を閣議決定、岸田政権は二〇二二年、安保三文書を閣議決定し、敵基地攻撃

能力保有と大軍拡・大増税を掲げました。武器輸出三原則という国是も放棄されました。南西諸島には中国本土を射程に収めるミサイルが配備され、島丸ごと戦場になることを想定した全島民避難の訓練が検討されています。

最後に、軍拡で世界の平和は決して生まれえないということです。

軍拡が軍拡対軍拡の悪循環となることは国際社会の常識であり、偶発的衝突による戦争のリスクも高めます。安全保障のジレンマであります。安全は平和外交を通じて達成するというのが日本国憲法の理念であり、日本共産党はその方策を外交ビジョンで明らかにしているところです。

世論はどうか。今年の憲法記念日を前にした朝日新聞の世論調査では、憲法九条を「変えるほうがよい」三二%に対して、「変えないほうがよい」が昨年比六%増の六一%です。九条があることで日本は戦争をしないで済んできたと思っている方が八割であります。

そこで知事に伺います。

知事はこれまで、県民の暮らしを守ることを県政の最大の使命と位置づけ、暮らしを守る様々な事業を進めてきました。憲法の理念に沿ったものと思います。一方、戦争は、その準備も含めて最大の人権侵害であり、生活破壊です。日本国憲法は、国民主権、基本的人権の尊重と一体不可分に恒久平和主義を掲げているところです。強力な軍隊を中心に、政治的、経済的、文化的に国民を戦争に動員する体制を軍国主義というわけですが、近年、日本はその道をひた走ってきたと言わなくてはなりません。

県民生活改善、本県振興のための国の予算の確保が図られるため、県民の平和への願いがかなえられるためには、軍国主義的進路ではなく、平和主義の道を歩んでいくことが求められていると考えますがいかがでしょうか、知事の所感を伺います。

以上、前向きな答弁を求めまして質問を終わります。

○議長（森田 廣議員） この場合、答弁を求めます。

答弁の順は私から指名します。

吉村知事。

○知事（吉村美栄子君） 閣議員から日本の平和主義の後退に対する私の所感についてということで御質問を頂戴しましたので、お答え申し上げます。

私は、知事就任以来一貫して、「心の通う温かい県政」を基本姿勢に、県民の皆様命と生活を守ることを最優先に、活力あふれる山形県の実現に全力で取り組んでまいりました。

終戦から間もなく八十年になろうとしている中、さきの大戦を身をもって体験された方々が次第に少なくなってきたおり、計り知れない犠牲を生んだ悲惨な戦争の記憶の風化が懸念される所でございます。

これまで、先人の大変な苦難と努力によって築き上げられ、今を生きる私たちに託された今日の平和というものを、私たち自身が子供たちの明るい未来社会につないでいかなければならないと考えております。

私は、平和というものは、世界の人々の命や安全、財産が守られ、安心して幸せに暮らすために欠くことのできないものであると考えております。そして、平和を維持させていくためには、対話の積み重ねと、対話に基づいた相互理解により安定した関係を築いていくことが何よりも重要であると考えております。

しかしながら、ロシアによるウクライナへの侵略はやむ気配がなく、また、北朝鮮は弾道ミサイル等の発射による挑発行為を繰り返すなど、国際情勢の緊迫度が増しており、国民の不安が高まっているということも事実であります。

政府におきましては、国際社会と協調し、外交を含むあらゆる対策を講じて、我が国の安全安心に影響を与えるような事態の回避を図るよう努めるとともに、安全保障の必要性について国民に丁寧に説明していただくことが望ましいというふうに考えている所でございます。

○議長（森田 廣議員） 中川防災くらし安心部長。

○防災くらし安心部長（中川 崇君） 私には二問質問をいただいておりますので、順次お答えいたします。

初めに、指定避難所での生活水準の改善についてお答えいたします。

災害発生時において、避難所は、住まいを失い、地域での生活を失った被災者のよりどころとなり、また、被災者を支援する拠点となります。避難所の設置・運営につきましては、政府がガイドラインを定めており、平時からの運営体制の確立方法や発災後の避難所の運営方法など、災害対応の各段階において実施すべき対応業務がチェックリスト形式でまとめられておりまして、非常に分かりやすいものとなっております。この中には、プライバシーの確保や暑さ寒さ対策、トイレ環境の整備など、スフィア基準に準拠する考え方も盛り込まれておりまして、良好な生活環境を確保することとされております。

市町村では、このガイドラインなどに基づきまして避難所の環境整備を進めておりまして、県としましても、これまで、避難所における生活環境の向上に向けまして、市町村職員を対象とした避難所運営に関する研修会を開催しておりますが、その中では、男女双方の視点で重要となる避難所運営の項目を先ほどの政府のガイドラインから抜粋し

たチェックリスト形式でまとめたチラシを作成しまして、それらを活用して説明などをしております。また、民間団体等との間で、避難所でのプライバシー確保のための間仕切りシステムの供給に係る協定、さらには段ボール製簡易ベッドの供給に係る協定の締結などに取り組んできたところであります。

一方、東日本大震災や能登半島地震のようなレベルの大規模災害が発生した場合には、想定以上の長期的な避難所の運営が必要になることも考えられます。能登半島地震では、被害の大きい地域につながる主要道路が寸断されたことや上下水道等のライフラインに大きな被害を受けたことから、避難所の環境整備に時間を要し、被災者の生活の質の確保が課題となりました。

政府の能登半島地震の復旧・復興支援本部の中では、災害対応の強化に係る基本的な方向性として、災害時に活用可能なトレーラーハウス、トイレカー、キッチンカー等の登録制度の創設、スフィア基準を踏まえた快適なトイレ環境、温かい食事、プライバシーを確保するパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの迅速な提供など、避難所の環境整備をさらに推進していくことが示されたところであります。

県では、能登半島で実際にボランティア活動に従事された方々のお話も参考に、トイレカーの導入や市町村における自動ラップ式トイレの導入への支援を行っております。

今後も、政府による対応強化の状況も注視しながら、被災者の健康を維持するために必要なトイレ環境の整備や、温かい食事を速やかに提供できる態勢など、避難所の質の向上に係る市町村の取組がより一層促進されるよう、民間団体等との協定締結も含め、関係団体との連携強化等に取り組んでまいります。

続きまして、被災世帯に対する家電購入支援についてお答えいたします。

今般の大雨災害により、約千七百棟を超える住家に被害が生じ、そのほとんどが浸水によるものでありまして、家財道具等も大きな被害を受けております。現在、応急仮設住宅の建設が進み、公営住宅等には被災者の方から順次入居いただいておりますが、災害救助法では、寝具、日用品等を給与する制度はあるものの、生活必需品とも言えるエアコンなどの家電製品の給与は対象外となっております。被災者が生活再建を図る上で、家電購入が大きな負担となることが見込まれております。

このため、県では、公営住宅等のほか、被災された住居等にお住まいの被災者の方についても、生活再建支援の観点から、通常の生活を送る上で最低限必要となる洗濯機、冷蔵庫、テレビ、エアコンの購入に対する独自の支援事業をこのたびの補正予算に計上しまして、市町村と連携して実施する予定としております。

今回の生活家電購入への支援事業につきましては、多くの市町村で多数の住家が浸水等により甚大な被害を受け、さらに住民に身近なところで支援を行う市町村におきましても多大な財政負担が生じることから、県として臨時的に支援を行うこととしたものであります。制度化につきましては、持続可能性の観点から、市町村と財源の確保手法や役割分担等について議論する必要があるものと考えております。

なお、応急対策の面からは、一時的な居住場所であっても一定の生活水準を確保する必要があることから、仮設住宅等における生活家電の整備費用も災害救助法の支援対象に加えるなど、政府に対して、被災者の生活再建に向けた財政措置の拡充について働きかけてまいりたいと考えております。

○議長（森田 廣議員） 星農林水産部長。

○農林水産部長（星 里香子君） 私に二問御質問をいただきましたので、順次お答えさせていただきます。

まず、主食用米の安定供給と稲作農家支援についてお答えいたします。

八月以降の全国的な米不足の傾向の中で、県内でも米が品薄の状態となり、改めて主食である米の安定供給の重要性について認識したところであります。

本県では、県産米の需給と価格の安定を図るため、作付する面積を生産の目安として設定しております。この設定に当たっては、政府が示す需給見通しに県産米の全国シェアを乗じた数量に、在庫量や価格動向等を加味して、県農業再生協議会で決定しております。

このような中、今般の米不足や米価の高騰もあり、一部の地域からは目安を増やすべきとの意見もありますが、県全体の作付実績を見ると、離農などの影響で目安を充足できていない状況が続いています。このため、目安で示す面積の全てに作付できるよう、これまで各地域農業再生協議会では、生産者に対する面積の提示方法の見直しに取り組んでまいりました。その結果、目安と実績との差が縮小し、改善傾向が見られますが、依然として、令和五年では五万二千八百六十ヘクタールの目安に対し五百ヘクタール程度少ない作付実績となっております。

こうした状況を踏まえ、県農業再生協議会としては、目安をフルに活用できるような実効性の高い方策を実施することで、地域の生産体制を整え、まずは目安を充足させた上で生産量をしっかり確保し、県産米のシェア拡大につなげてまいりたいと考えております。

一方で、本県の水田農業をめぐる状況は、担い手不足や中山間地域を中心とした耕作放棄地の拡大など、厳しさを増しております。このため、政府に対しては、水田を活用して持続的に作物を生産できる支援の充実について施策提

案を行っているところです。

県といたしましては、米の需給や価格の動向、また、その時々トレンドをしっかりと捉え、需要に応じた生産にオール山形で取り組むことで、食料供給県として米を安定的に供給していく役割を果たしていきたいと考えております。続きまして、雪若丸の生産拡大についてお答えいたします。

雪若丸は、昨年記録的高温の中で高い品質を維持したことなどから、急速に生産拡大の要望が高まり、令和六年産の作付については、当初計画面積に加えて緊急的に五百ヘクタール増やし、五千六百ヘクタールまで拡大しました。令和七年産に向けては、雪若丸の種子生産面積を拡大し、できるだけ多くの要望に応えられるよう種子の増産に取り組んでおり、令和七年産の作付計画面積は六千六百ヘクタールとしております。

一方で、雪若丸については、つや姫と同様に、「山形『つや姫』『雪若丸』ブランド戦略会議」において、農業団体や米穀卸売関係者、集荷・販売事業者等を含む委員の意見を踏まえ、戦略的にブランド化に取り組んでまいりました。このブランド戦略に基づき、生産組織を登録していただき、雪若丸栽培マニュアルに沿って各組織自らの責任で栽培管理に取り組んでいただいた結果、品質や食味の評価が向上し、近年急速に人気が高まっていると認識しております。

県といたしましては、種子生産組合と連携して、さらなる種子の増産に取り組むとともに、引き続き、ブランド戦略会議の意見を踏まえ、雪若丸の戦略的拡大を図ってまいります。

○議長（森田 廣議員） 小林県土整備部長。

○県土整備部長（小林 寛君） 赤川をはじめとする河川整備と流下能力向上対策についてお答え申し上げます。

河川管理者である県及び国土交通省が河川整備やダム建設等を行う場合は、河川法で定める河川整備計画を策定する必要があります。

河川整備計画では、おおむね二十年から三十年で計画的に整備すべき河川を明示し、整備目標や整備する区間、整備内容等を定めており、策定に当たりましては、住民、学識経験者及び市町村長の意見を聴き、国土交通大臣の認可を受けることとされております。

県ではこれまで、氾濫のあった河川や、住宅地に近く流下能力が低い河川を対象に、県全体で五十河川、百二十七・六キロメートルを河川整備計画に位置づけ、事業に着手しております。このうち、二十一河川につきましては令和五年度末までに整備を完了しており、県としましては、引き続き残りの二十九河川の整備を集中的に進めることで、早期の治水安全度の底上げを図ってまいります。

また、今年七月の豪雨では、最上、庄内地方を中心に、河川からの越水や溢水、堤防の決壊による氾濫が二十三河川、三十七か所で発生いたしました。県では、氾濫した河川について氾濫要因を検証し、未策定の河川においても、必要に応じて河川整備計画に位置づけ、整備を行ってまいります。

また、県では、気候変動による豪雨災害の激甚化・頻発化を踏まえ、県内各水系の流域治水プロジェクトに基づき、国土交通省や市町村と連携したハード・ソフト一体の流域治水を推進してまいります。

一級河川赤川水系につきましては、総延長二百七十七・三キロメートルのうち、赤川本川等四十八キロを国土交通省が、赤川の上流及び支川二百二十九・三キロを県が管理しており、おのおので河川整備計画を策定しております。

まず、県管理区間につきましては、今回の豪雨での氾濫は確認されませんでした。他の水系と同様に、赤川水系流域治水プロジェクトに基づくハード・ソフト一体の流域治水を推進していくとともに、改修が必要な河川については速やかに整備に取り組んでまいります。

現在整備中の鶴岡市の湯尻川と矢引川につきましては、湯尻川では平成十九年六月洪水、矢引川では昭和五十一年八月洪水を整備目標としておりますが、いずれの河川においても今回の豪雨では氾濫が確認されませんでした。このことから、湯尻川及び矢引川につきましては、整備計画による河川整備の効果が現れているものと考えられ、県では、着実に整備を進めることで、早期の効果発現を図ってまいります。

次に、赤川の国土交通省管理区間の整備についてお答え申し上げます。

国土交通省酒田河川国道事務所によると、平成二十四年度に策定された河川整備計画では、令和二十四年度までの三十年間で河道掘削、堤防強化、床止めの改築等を予定しており、このうち河道掘削については令和十年度までに完了する計画とのことです。

今年七月の大雨では、これまで実施してきた約六十三万立米の河道掘削と月山ダムの整備により、三川町の横山水位観測所では水位を約二メートル低減いたしました。この効果がなかった場合、いつ堤防が決壊してもおかしくない状況にあったとの報告がなされており、県では事業効果は大きいものと考えております。

県では、昨年度の赤川直轄河川改修事業の事業再評価において、「引き続き、赤川水系河川整備計画に基づき治水対策を推進していただくようお願いする」との意見を付したところです。

県といたしましては、今後もよりスピード感を持って整備がなされるよう国土交通省に働きかけてまいります。

次に、河川の流下能力向上対策についてお答え申し上げます。

浸水被害を防止するには、河川に堤防などを整備した上で、整備後も河川の流下能力を確保していくことが重要となります。このため県では、河川に堆積した土砂や支障木の撤去による流下能力確保の取組について、平成二十四年度から重点的に実施しております。

現在は、令和四年度から七年度までの四年間を取組期間とする河川流下能力向上・持続化対策計画に基づき、土砂の堆積状況や周辺環境に応じて順次対策を進めており、令和五年度末までの二年間で計画の五四%となる百二十四キロで対策を実施したところでございます。また、対策の効果を持続させるためには、堆積が進む河川の上流側において土砂の流下を抑えることが重要となることから、コンクリートブロックを横断的に川底に並べる床止めを設置するなど、川底が削られることを防ぐ対策も実施しており、その効果も確認されているところであります。

このような取組を実施している中、今年七月の出水においては、河川に大量の土砂が流れ込み、そのまま堆積した箇所が各地で確認されております。このため、県といたしましては、緊急性の高い区間について土砂や流木の撤去を実施しているほか、今後も順次撤去を行うための補正予算を本定例会に上程しているところでございます。

今後は、これまで対策を実施した箇所のモニタリングや、今回の出水等による新たな土砂堆積の状況を改めて調査した上で、効果的な対策を検討してまいります。

また、議員御指摘のとおり、この事業の主要な財源である緊急浚渫推進事業債は今年度までの制度となっております。このため、県では、政府に対し、この制度が令和七年度以降も継続されることを施策提案したところでございます。

県といたしましては、今後も河川の流下能力の確保に努め、水害リスクの軽減を図り、県民の安全安心を確保してまいります。

○議長（森田 廣議員） 高橋教育長。

○教育長（高橋広樹君） 私には、高校で不登校・発達障がいなど困難を抱える生徒への支援について、二つの論点から御質問をいただきました。

初めに、困難を抱える生徒への対応に係る第七次山形県教育振興計画における位置づけと教職員体制の充実についてお答え申し上げます。

不登校生徒や発達障がいを抱える生徒への対応をはじめ、誰一人取り残さない教育を進めることは、高等学校の全日制・定時制・通信制の課程を問わず極めて重要と考えますことから、特別支援教育の充実は、全ての学校で取り組むべき課題と認識をしております。

このため、各県立高校では、特別支援教育の理解の下に生徒指導を行うため、校長が任命した特別支援教育コーディネーターを中心に職員研修等を開催し、特別支援教育の理解促進と専門的スキルの向上に取り組んでおります。また、校内委員会等を定期的に開催し、授業時の様子や日常の行動など生徒の状況や支援の在り方について情報を共有するなど、組織的な対応に努めているところであります。さらに、生徒の抱える様々な悩みや学校だけでは解決できない家庭の事情等に係る相談に対応できますよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、専門人材の活用による教育相談体制の充実を図っております。

個別の教育支援計画や指導計画につきましては、通級による指導を受けている生徒の作成率は一〇〇%となっておりますが、通級指導を受けていない生徒につきましては、学校では生徒が抱える困難さなどを見極めながら必要な支援を行っている中で、教育支援計画は六六・三%、指導計画については四五・九%の策定状況となっております。

県教育委員会といたしましては、個別の教育支援計画や指導計画を作成することは、そしてまた活用することは生徒への有効な支援につながると考えますことから、各学校に対しまして、その作成について指導してまいります。

このような中、先般、現在検討中の第七次山形県教育振興計画の骨子案をお示しいたしましたが、三つの方針の一つに「誰一人取り残されず、誰もが続けられる学びの機会の充実」を掲げ、その施策の方向として、「特別支援教育の推進」や、不登校生徒や発達障がいを抱える生徒等「様々な事情を持つ子どもへの対応」を位置づけたところであります。具体の施策につきましては今後検討していくこととなりますが、生徒それぞれの個性を生かし尊重した学びを実現できるよう、しっかりと検討してまいります。

また、各学校におきましては、生徒の日常の悩みに寄り添うため、個別面談の機会を増やしたり、A Iドリルを活用した個別最適な学びに取り組むなど、様々な工夫をしているところであります。こうした工夫をさらに充実させるため、県教育委員会では、特別支援教育支援員の配置拡充に努めておりますが、支援が必要な生徒や家庭に対し一層丁寧な対応が求められていることから、教職員体制の充実について、政府提案などを通しまして引き続きしっかりと要望してまいります。

次に、庄内総合高校について申し上げます。

庄内総合高校は、全日制・定時制・通信制の併設校であります。定時制と通信制につきましては県下一円を学区としており、通信制は、月二日程度スクーリングのために登校する必要がありますことから、鶴岡田川地区のみなら

ず、酒田飽海地区、さらには新庄最上地区からも通学することを想定し、令和四年度に鉄道交通の要衝でもある庄内町に開設したところであり、実際、酒田飽海地区、新庄最上地区からの入学者も見られるところであります。

このような中、通学方法につきましては、通信制では、成人した生徒については自動車での通学を認めており、また、所在地の庄内町では、町唯一の高校である庄内総合高校を支援するため、町と高校が連携する中で、高校の要望を踏まえ、余目駅と高校間について町営バスを生徒の登校時間等に合わせ運行させたり、無料で乗車できるようにするなど、生徒の通学の利便性向上を図っていただいているところであります。

県立高等学校では、全日制・定時制・通信制を問わず、支援が必要な生徒が在籍する高校では、先ほど申し上げましたとおり、生徒それぞれの状況に応じた支援に努めております。

県教育委員会といたしましては、このような取組をしていることにつきまして、引き続き、中学校等を通して生徒や保護者に伝えるとともに、各高等学校に対しましては、困難を抱える生徒の状況を的確に把握の上、丁寧な支援に努めるようしっかりと指導してまいります。

○議長（森田 廣議員） この場合、休憩いたします。

午後二時十分再開いたします。

午後 二時 一 分 休 憩

午後 二時 十一分 再 開

○議長（森田 廣議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑及び質問を続行いたします。

三十六番加賀正和議員。

○三十六番（加賀正和議員） 自由民主党会派の加賀でございます。九月定例会一般質問最終登壇となります。

まずもって、七月二十五日、二十六日の本県庄内・最上地域を中心に襲った豪雨災害、また、九月二十二日、二十三日の能登半島をはじめとする豪雨災害でお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げ、そしてまた被災、被害を受けた多くの県民・国民の皆様にお見舞いを申し上げます。

私も七月二十六日には早朝から対応に当たることになりましたが、尾花沢市でも、二十五日の夜半から二十六日未明にかけての一時間二時間での集中的な雨量により、最上郡境に隣接する地区を中心とした河川、道路、山林、農地に大きな被害が発生し、尾花沢市としても過去最大の豪雨被害となりました。

改めて、これまで発災初期から対応に当たられた多くの皆様に敬意を表し、そして、今後も復旧に当たられる全ての皆様に引き続きよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

一方で、今年度の全農山形での米の概算金が示されておりますが、本県主力品種のはえぬきで六十キロ当たり前年比四千三百円増の一万六千五百円となりました。物価高騰、エネルギー高騰、人件費高騰の中で、米生産に係る適正な米の価格にやっと近づいてきたなというふうに思っております。

皆さんも御承知のとおり、食管法が廃止になった平成七年の頃までは農家売渡価格が約二万円前後で推移していたことを考えると、三十年たった現在での価格としてはまだまだもう少しということもありますが、営農継続に弾みがつくものと期待をしておりますし、農産物の適正価格転嫁形成が盛り込まれた食料・農業・農村基本法が二十五年ぶりに改正されたタイミングでのこの展開に、さらに期待を込めたいと存じます。

それでは質問に入ります。

最初に、少子化対策に関する政府と地方自治体の役割についてお伺いいたします。

本年八月一日、二日、福井県で全国知事会議が開催されました。吉村知事もオンラインで出席されたと聞いておりますが、多くの課題について協議がなされたようであります。

多くの地方の共通の課題である少子化問題の解決解消への取組として、昨年七月に全国知事会内に子ども・子育て政策推進本部を設置し、以来協議を重ね、今年の知事会議開催で、政府に対し、子ども・子育て政策を強力に推進するための提言を行ったとの報道がありました。

これまでも、国や地方自治体が少子化に歯止めをかけるために様々な政策に取り組んできたものの、残念ですが、その成果はなかなか見えてきません。特に、国として財源を確保し、出産から子育て、子供が成人するまでの負担軽減は、三十年前に比べるとかなりの施策が展開されています。地方自治体も自主財源から捻出し、各地域の実情に合った政策を展開してきました。

このたび知事会が提言した内容は、子供の医療費助成制度の創設、幼児教育・保育の完全無償化、学校給食費の無償化、高等学校、大学の授業料の無償化などです。

地方自治体がこれまで実施してきた政策で、どこかが始めた政策が競争になり、今や歯止めがかからない競争に突入したことから、地域間での差が生じないように国で責任と財源をもって実施すべきであるということなのでしょう。

か。各制度を提言するに当たり、各施策の有効性を検証し示すべきであります。これらは知事会として検証されたのでしょうか。

子育て支援での負担軽減対策の重要性、全国どこに住んでいても、どの子供もひとしくその軽減を享受できることは大切だと私も思っております。しかし、どの制度・政策も、見るからに全てを国でやるには相当の財源を要することは分かります。限りない負担軽減を国に押しつけるのではなく、それぞれの制度の有効性と、どの制度が重要で、優先順位としてどのような順位で実施すべきかを知事会として示すべきであります。

このたびの提言では、地方がその実情に応じてきめ細かに行うサービス等は地方財政措置を含む地方財源の確保充実に図られたいとも提言しています。本県の場合、その実情に応じたきめ細かなサービスとは何が考えられるでしょうか。

知事は、少子化対策の今後の取組として、政府と地方自治体はどう役割分担し、連携しながら進めていけばいいのか、その考えをお聞きしたいと思います。

次に、山形県エネルギー戦略の推進についてであります。初めに、再生可能エネルギー導入拡大に向けた新たな適地マップ作成についてお伺いいたします。

二〇一六年十一月四日に発効されたパリ協定は、気候変動対策に関する初の国際合意であり、二〇五〇年までカーボンニュートラルを実現する目標として、その過程で二〇三〇年には二〇一〇年と対比し四五%の排出削減が必要としています。

現在、日本も批准国として、二〇三〇年度の温室効果ガスを二〇一三年度を基準にし四六%削減することを中期目標と定めるとともに、さらに五〇%の高みに向け挑戦を続けていくこととしております。

現岸田政権下では、三年間の経済対策と脱炭素社会を目指すため、グリーントランスフォーメーション推進のための法整備や施策を打ち出し、産業構造の転換を図るとともに、成長戦略に位置づけて取り組んできたことが画期的でありました。

本県では、平成二十四年に山形県エネルギー戦略を策定してから十二年が経過し、昨今の情勢から開発目標を上方修正して、エネルギー政策基本構想をこの九月に改定いたしました。新しい目標として、設備容量を百一・五万キロワットから一・五倍となる百五十三万キロワットとし、県内総電力需要量の約五割としています。その内訳は、風力発電十三・二万キロワット増の五十九万キロワット、太陽光発電は十一・二万キロワット増の四十一・七万キロワット、バイオマス発電は十五・三万キロワット増の十六・七万キロワットなどとなっております。風力については、洋上風力発電事業が本県沖で進められようとしていることを踏まえての増加としています。

エネルギー戦略は、一層の再生可能エネルギー導入の意義が高まってきたことでの見直しであります。これまで以上の県として積極的な取組姿勢を表すものだと思っております。しかし、この目標が達成されても、県内の総電力需要量の五割であり、既存の発電事業との並立も欠かせません。現在再稼働を十一月に控える女川原発もカーボンニュートラル発電としてその重要性を我々はしっかりと認識しなければならないことを改めて言及させていただきます。

平成二十四年に山形県エネルギー戦略が策定されてから、県内では多くの再生可能エネルギー事業の話がありました。庄内での出羽三山付近での風力発電の開発事業もその一つでありましたが、当時、周辺地域の歴史的景観が損なわれるおそれから、最終的には事業が撤退となっております。その後、この問題を契機として、令和四年四月に「山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例」が制定、施行されております。また、今年六月には、事業者による住民説明会の対象範囲を明確にするなど、事業者と地元との合意形成をさらに促す運用の見直し改善がなされたとも聞いております。

さて、風力発電に着手する際に参考にするのが、県が公表している山形県再生可能エネルギー活用可能性調査であります。あくまでも風力のデータであり、景観や自然環境などは十分に考慮されていないものであります。

県内のそれぞれの地域では、風力発電のポテンシャルが高い地域で何か所か、現在も事業化の話が出ては消えていく状況があります。事業が進まない理由の一つに、内陸地域での事業計画箇所では、保護鳥獣の生息域であることなどから、事業者が自然環境の保全の見地から事業を断念しているケースがあります。ただ、この状況が続くと、県内での事業をしようとする企業の投資意欲が減退し、カーボンニュートラル社会の実現が遠のくのではないかと考えております。

そこで、県は、再生可能エネルギー推進、風力発電などを推進する上で、改めて風力データだけでなく景観や保護鳥獣生息域の調査も踏まえた新たな再エネ導入適地マップを作成し、県の推進の立場を県内外に示し取り組む必要があると考えますが、環境エネルギー部長にその考えをお伺いいたします。

次に、県有施設における再エネの地産地消の推進についてお伺いいたします。

パリ協定の二〇五〇年のカーボンニュートラルを目指して、今申し上げた県としての新エネルギー戦略がスタートしました。二月定例会一般質問答弁のとおり、今年四月より、県と県内民間企業が設立したやまがた新電力が、企業

局をはじめとして県土整備部や県内事業者が発電した再生可能エネルギー一〇〇%電力を県庁舎をはじめとした県有施設二十七か所に供給をスタートしました。県庁舎での再生可能エネルギー一〇〇%の導入は、北海道・東北では初めてとお聞きしております。また同時に、市町村や県企業局、民間企業の百施設でも同じくCO2フリー電力に切り替わったとの報道を目にしました。県として、今後さらにこれ以上の取組をされることを期待しています。

特に、エネルギー戦略見直しに当たり、後期エネルギー政策推進プログラム第一期見直しの中で示された政策展開の視点と施策の考え方・方向性にある「エネルギー供給のレジリエンス強化」「再生可能エネルギーの地産地消」などは、県が県関連施設での率先した取組を実施すべきであります。県の施設は、例えば、県庁舎や県民の生活に直結する下水道処理施設など、重要な施設であることから、災害などの停電時のリスク回避のためにも、可能な限り再生可能エネルギーで発電した電力を自家消費すべきであります。

今後、エネルギー戦略に掲げるレジリエンス強化や再生可能エネルギーの地産地消をさらに進める観点から、県有施設における再生可能エネルギーの導入と併せて自家消費を加速していく必要があると考えますが、環境エネルギー部長にお聞きしたいと思います。

次に、下水道処理後の汚泥再利用による脱炭素社会・循環型社会の実現についてお伺いいたします。

資源の有効活用、循環型社会は、資源のない日本だけではなく、世界全体での取組が進んでおります。我々の身近なものとして、瓶や缶、ペットボトルなどはごみの分別も社会の常識となり、再生利用できるものは再資源として活用されております。同じように、下水道の処理施設で発生する汚泥も、これまでの活用や処分だけではなく、再利用が注目されています。

国土交通省では、下水道汚泥の肥料利用の拡大、農産物生産に欠かせないリンを含む下水汚泥を肥料に再利用するための具体的手順を解説し、輸入に依存する肥料原料の価格が高止まりする中で、国内資源の有効活用を促す自治体向けのマニュアルを作成しています。

全国的には建設資材として活用、埋立て処分することも多く、肥料への利用は全体の一割程度にとどまります。農林水産省や農業者団体においても下水汚泥の肥料化や原料化に力を入れており、具体的には、新たな肥料公定規格の菌体リン酸肥料の創設や、自治体と農業団体連携での施設整備なども全国で拡大しております。

本県の流域下水道処理施設四か所での有効利用率は令和四年度で約九二・五%とされ、その中の半分はコンポスト肥料化されていますが、そのほか固形燃料化、セメントの材料化での活用ようであります。

県では、汚泥の処理には、現在、汚泥全量に対し一トン当たり約一万八千円の処理費を支払っているとお聞きしていますが、経費面から活用方法によっては処理費用の軽減が図られるならば、利用者の負担軽減にもつながります。農林水産部では、循環型農業として、県内家畜堆肥などの活用への取組については研究や実践を行っており、生産現場でも堆肥活用は当たり前になっております。下水汚泥につきましても、肥料利用の拡大に向け、ぜひ有効な実践方法を研究していただきたいと考えております。

山形県としても、循環型社会の取組として、下水処理された汚泥全量の肥料としてのさらなる有効活用と可能性について、ぜひ検証をしていただきたいと考えています。

この課題に取り組むに当たり、県行政の一部局だけでは取り組めません。県施設は県土整備部、活用については農林水産部、そして循環型社会の構築やプロデュースは環境エネルギー部と、部局に横串を通して連携が必要な課題であります。

県施設だけではなく県内の下水道処理施設から排出される汚泥一〇〇%の有効活用について、環境エネルギー部長に考えをお聞きいたします。

次に、半導体関連企業の近隣県進出による本県産業への好循環をもたらす産業政策についてお伺いいたします。

改めて政府は半導体産業を戦略的産業として位置づけ、積極的な支援を打ち出す中、熊本県では、台湾の世界最大の半導体ファウンドリー企業「TSMC」の第二工場誘致・建設などにより、地域経済環境が一変するような事態となっております。

一方、宮城県においても、第二仙台北部中核工業団地にSBIホールディングスと台湾半導体企業「PSMC」とでつくる準備会社「JSMC」の工場進出が決定し、三年後の二〇二七年稼働に向け動き出し、関連する企業も多く進出・集積すると見込まれております。

また、岩手県南部、北上市では最先端のフラッシュメモリーを製造する「キオクシア岩手」が二〇二〇年から稼働し、需要増に備え第二製造棟を建設し、生産拡大されることになっております。関連する半導体製造装置メーカーの東京エレクトロンも岩手県奥州市に事業所を設立し、来年度稼働されるとのことでもあります。

宮城県に進出するPSMCは世界八位の半導体メーカー、このたびの投資額は八千億円と言われ、宮城工場ではフル操業時で約千二百人の社員での稼働と見込んでおります。キオクシアなども含め、半導体関連企業が宮城県、岩手県などに進出し事業拡大することは、隣県の本県でも大きな効果を期待するものです。

特に、半導体産業は自動車産業と同等のサプライヤーが必要と言われており、山形県には半導体関連として後工程を得意とする企業が多数あり、関連分野の製造品出荷額等も約五千八百億円に上ります。同時に、部品や原料調達にもノウハウの蓄積があることから、宮城県、岩手県だけでなく、山形県も含んだ三県での半導体供給基地としてのトライアングルが形成され、県内企業の受注増加など取引拡大の波及に結びつけられるかが本県産業・経済の課題の一つだと思っております。

さらに、半導体製造のサプライチェーンが大きいことから、サプライヤーなどの工場進出についても県内に引き込むことが可能ではないかと考えるところであります。そして、それを可能にするには、今以上の安定した輸送道路が必要不可欠であり、横軸道路のさらなる整備促進も重要になることにも言及させていただきます。

既に半導体人材育成に山形大学が動き出し、また、半導体産業の振興を産学官で広域的に取り組むための組織が立ち上がったと聞いておりますが、県として、県内既存企業などへの取引拡大など波及効果をどのように捉え、どのようなお考えを持ち、どのような取組を進めていくのか、加えて、関連したサプライヤーの誘致についてどのように取り組んでいくのか、産業労働部長にお伺いいたします。

次に、本県の水田畑地化の状況と今後の畑地利用の県の考え方についてお伺いいたします。

本県の販売農家戸数は、五年ごとに調査される令和二年の農林業センサスデータでは二万六千七百九十六戸、過去データから、ここ数十年の間に十年ごとに三分の一の農家減少が続いています。来年予定されるセンサス時には、高齢が理由によるさらなる農家減少が予想されています。

販売農家戸数の減少がある中で、本県においては、農地としての八万二千七百六十五ヘクタールの水田は、国の水田活用をはじめ畑作物のゲタ対策などの各種制度により、何とか維持される状況があります。畑地については八千六百二十ヘクタール、果樹園六千五百八十五ヘクタールであり、総計で約九万八千ヘクタール。農地の維持については、荒廃、再生を繰り返し関係者の努力があっても、令和二年のデータでは、十年間での減少は六百七十六ヘクタールとされています。

現在も県内の農地減少は中山間地が多く、作付せず原野化し、地目も変更される場合もあります。国においても、戦略作物を中心に、ゲタ対策などにより国として輸入に頼る作物を中心に畑地での生産増を促していますが、農家、農業担い手の減少で、現状としてはなかなか手が回らず、中山間地を中心にさらに荒廃、原野化する状況が見られています。

そのような中、水田から畑作物の本格作付推進を目的に、令和五年からの国の畑地化促進事業がスタートしました。このうち畑地化支援は、水田活用直接支払交付金を今後受けず、畑作物を作付することを条件に十アール当たり十四万円が助成されるものであります。セット事業である定着促進支援は、水田において畑作物や高収益作物の本作化を行った場合、二万円を五年間交付するものであります。現場からは、交付金がある五年間は耕作するだろうが、交付金がなくなる六年目以降は耕作放棄地になる可能性を拭きできていないという声も出ています。

令和五年度の国の補正予算と令和六年度の当初予算対応の畑地化の取りまとめ作業は市町村で実施しており、本年度も六か月が経過する中で、現状はどのようになっているのでしょうか、令和四年度補正、令和五年度当初予算対応での本県での畑地化採択状況と併せて伺います。

また、農家戸数が減少し、限られた人で水田、畑地とも農地を守り、どのようにしてそれらを活用していくかは重要な課題であります。新たな農業戦略を策定するタイミングにあって、これまでの畑地と併せ、今後水田から畑地化されるであろう畑地において、県における今後の畑地利用の考え方、方向性について農林水産部長の考えをお伺いいたします。

次に、第七次山形県教育振興計画の現在の検討状況についてお伺いいたします。

令和六年度も残すところ半年となりました。今年度は第四次総合発展計画実施計画の見直しの年であり、県としての重要計画等の更新策定の年になっております。その中でも特に将来を担う子供たちの義務教育、高校教育が今後十年間どのように展開されるのかの大事な教育方針が定められるとともに、教育環境の整備をはじめ、持続可能な本県を支える子供からお年寄りまでの県民全てが関わる社会教育、生涯学習をどのように推進するかが示される第七次山形県教育振興計画が策定されます。

昨年六月定例会代表質問では、教育長に、第七次山形県教育振興計画策定に当たり重要と考える教育課題についてどのように想定され、どのように議論を進めるのかをお聞きいたしました。

昨年九月から第一回検討委員会がスタートし、現在までに合わせて六回の検討委員会が開催され、予定される検討委員会はあと二回となりました。今年三月には骨子案が示され、目標としてウェルビーイング——身体的・精神的・社会的によい状態にあることを言うんだそうですが、「ウェルビーイングを目指し、多様なあふれる持続可能な社会の実現を担う山形の人づくり」が掲げられました。

これまでの振興計画でも、大事なものは、その時代の感覚を取り入れても変わる事のない大事な視点を持っている

かどうかというものを私は見てきました。

時代の変化は、皆さんも御承知のとおり、少子化によりこれからの十年間が特に急激な児童生徒の減少が訪れることへの対応、その中で教育環境をどう構築するか、また、統合や再編などで小・中学校での学区の拡大による地域との関わり方、義務教育でも市町村を超えた連携の必要性など、また、これまでと変わらない重要なものとしては、地域を支える人材育成に係る社会教育、人生を豊かにするための生涯学習の方向性などなど、今申し上げたことも含め、次期計画の中心軸となる考え方も併せて、現在の検討状況はどのようなものなのか、教育長にお伺いいたします。

次に、少子化進行に伴う県立高校の在り方の検討議論の経過と論点についてお伺いいたします。

先日、文科省より令和六年度学校基本調査、令和六年五月一日現在の速報値が発表されましたが、県内の小・中学校の児童生徒数はいずれも前年度を下回り、昭和二十三年度調査開始以降、過去最少を更新し、小学校は前年度比千二百六十人減で四万五千六百七人、中学校は五百五十三人減の二万五千二百五十二人、高校は四百五人減の二万五千六百五十五人となりました。今年度が最終年となる県立高校再編整備基本計画のスタートの年である十年前の平成二十七年度から比べると、小学校で約一万人、中学校で約五千九百人、高校で五千六百人が減少しています。次期再編整備計画の最終年となる令和十六年には、高校の生徒が現時点より約五千人減少することが想定されています。

今年三月に行われた令和六年度県立高校入学選抜では、入学定員を下回った学校は全日制四十校中三十六校となっており、都市部の一部の学校以外はほとんど定員割れになりました。

一方、私立学校は、少子化にあっても生徒数を維持しており、公私比率は、以前七対三と言われておりましたが、現在六対四の水準に近づいています。これは、国と県の授業料への支援制度が充実する中で、建学の精神に基づいた特色のある教育、私立としてのきめ細かいサービス、早い時期に行われる入学受験など様々な要因により私立を選択する子供が相対的に多くなっていると思われ、この傾向が続き、今後も私立の学校経営の観点からこれまでと変わらない生徒数が維持されれば、高校生徒数五千人が減少するこれからの十年間で公私比率が五対五まで行くのではないかと考えられます。

改めて高校教育の果たすべき役割は何かを考えれば、第一義的には子供の将来につながる学びを提供し、未来を担う子供を育成することではありますが、それぞれの地域から見れば、高校は地域の活力そのものであり、学校と地域が連携し、地域振興に取り組むなど、地域の持続的発展の一翼を担う地域の宝となっております。

これまで県教育委員会では、主に学校ごとの入学定員の削減により少子化に対応してきましたが、本県の公私比率の変化や今後の加速度的な子供の数の減少を見れば、これまで取ってきたやり方ではいずれ破綻するのだと思っております。

今後は、私立の状況を踏まえながら公教育が果たすべき役割を整理し、県全体で高校教育の全体最適化を図る必要があると思っております。

今後の県立高校の再編や設置の在り方、運営の在り方などについては、県教委で県立高校の将来の在り方検討委員会を設置し、今年度中の次期計画策定に向け、現在三回目の開催が終了したと聞いておりますが、現在の議論の経過と論点について教育長にお伺いいたします。

最後に、部活動の地域移行に向けた現状と今後の見通しについてお伺いいたします。

中学校教育における大きな転換事項となっているのが中学部活動の地域移行であります。

県教委としては、令和五年度から令和七年度にかけて、「生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境の構築」「教員の働き方改革の推進」を目的として、部活動改革推進期間として現在取り組んでおります。

中学校の部活動、特に運動部については、子供たちの多くが本格的にスポーツを始めるタイミングとなっており、各競技スポーツの裾野、底辺としてもこれまでに重要な位置を占めてきました。

これまで教育現場とも意見を交換し、地域や有識者とも協議をしながら、各市町村の教育委員会、学校とも連動して模索してきたことと思います。現実的にはクリアしなければいけない課題が大変多いと聞いておりますし、生徒や保護者の皆さんの中には、スポーツをやりたいけどできない環境が発生しないか心配する声もまだまだあります。

部活の地域移行での受皿として、各市町村にある総合型地域スポーツクラブが期待されておりますが、各クラブとの連携などはどのような状況なのでしょう。

地域移行に向け、全体的な課題、市町村によっても様々な課題があると思いますが、どのような課題が存在し、現状はどうなっているのでしょうか、現段階の進捗状況と見通しについて教育長にお伺いいたします。

以上で壇上からの質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森田 廣議員） この場合、答弁を求めます。

答弁の順は私から指名します。

吉村知事。

○知事（吉村美栄子君） 加賀議員から私に少子化対策に関する政府と地方自治体の役割について御質問を頂戴しま

したので、お答え申し上げます。

全国的に人口減少が加速し、地域における課題が浮き彫りとなる中、少子化対策は、政府と地方がこれまで以上に力を合わせて取り組まなければならない喫緊の課題であります。

政府が「こどもまんなか」の理念の下、強力に少子化対策を推進している機を捉え、全国知事会としても、昨年七月に子ども・子育て政策推進本部を設置し、政策の強化を最重要課題として幅広い視点から議論し、その成果を政府に対して提言すべく検討を重ねてまいりました。

このたびの提言では、「保育や教育、医療など、全ての子供がひとしく享受すべき基本的な施策は本来政府が全国一律で進めるべき」との知事会の基本的な考え方に加え、本部での議論や、有識者による「子育てや教育に係る経済的負担は少子化の主な要因であり、一層の拡充が必要」といった御意見を踏まえ、経済的支援に係る各種制度の充実を盛り込んだところであります。

全国知事会では、これまでも政府に対し提言を積み重ねてきており、これを受けて、児童手当の拡充や保育士の配置基準の改善、多子世帯の高校授業料無償化、学校給食費無償化に向けた実態調査の実施などの道筋が示されました。また、先日公表された政府の令和七年度予算概算要求において、「幼児教育・保育の無償化等について、予算編成過程において検討する」といった文言が明記されるなど、順次提言に沿った対応がなされてきているところであります。

一方で、本県の実情に応じた独自の取組としましては、女性の就業率が高く保育ニーズが高いという本県の特徴を踏まえ、ゼロ歳から二歳児の保育料負担軽減や放課後児童クラブ利用料の軽減に取り組んできたほか、元気な祖父母世代に子育て支援の担い手となっていただく他孫育て支援や、企業と連携して子育てを応援する「赤ちゃんほっとステーション」への寄附制度など、地域の多様な主体が子育て支援に積極的に参画できるような仕組みも構築してまいりました。また、今年度から新たに、本県でも進行する晩婚化・晩産化の傾向を受けて要望の多くあった不妊検査への助成に全国に先駆けて取り組んでおります。

本県では、現在、今後五か年の子供・子育て政策の基本指針となる山形県子ども計画・仮称の策定を進めているところであり、この中で、子供や若者、子育て当事者から御意見を幅広くお聴きし、そのニーズや地域の実情を把握することにより、さらに地域に根差した取組を進めてまいりたいと考えております。

少子化対策は、政府が全国一律で行う施策と、地方がその実情に応じてきめ細かに行う施策が組み合わさることで効果が最大限に発揮できるものと考えております。適切な役割分担の下、政府の施策をベースに、共働きの率が高いなど本県の特徴を踏まえた施策をしっかりと進めていくことで、「子育てするなら山形県」の実現を目指してまいります。

○議長（森田 廣議員） 高橋環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（高橋 徹君） 私に三点質問をいただきましたので、順次お答え申し上げます。

まず一点目、再生可能エネルギー導入拡大に向けた新たな適地マップ作成についてお答え申し上げます。

県では、山形県エネルギー戦略の実現に向け、民間事業者等の再エネの導入を促すため、平成二十四年に大規模な風力発電や太陽光発電、小水力発電の可能性のある候補地を示した山形県再生可能エネルギー活用可能性調査を公表し、また、平成三十年には風力発電の小規模な候補地も含めた山形県風力発電風況等実態調査を公表してきたところであります。

事業者におきましては、これらの調査結果やNEDO——新エネルギー・産業技術総合開発機構の風況マップ等も参考にしつつ開発の候補地を探ることとなりますが、最終的には、事業者自らが調査を行い、事業箇所を定めることとなります。風力発電であれば、事前に風況を一年以上観測することが必要となります。また、環境アセスメントにおいては、猛禽類の二営巣期にわたる生息調査が必須とされ、調査開始後に猛禽類の生息が確認される例もあります。

こうしたことから、自然環境に関する詳細な調査を県が実施し、再エネ開発の適地を示すことは現実的に非常に難しいところですが、県では、これまで、事業者が実施する風況調査や小水力発電のための河川の流量観測に要する経費を補助してきております。

また、令和四年に制定した「山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例」に基づき、景観の保全や鳥獣保護、さらには土砂災害の防止など、再エネ開発に当たり留意し適切に対処すべき事項について、市町村とともに重層的に助言を行い、事業者と地域との合意形成に向けた相談・支援に当たっているところです。

こうした中、新しい動きとして、政府が公募する脱炭素先行地域づくり事業について、今年度、県内から複数の市町村が応募しております。この事業は、自治体と地域住民、民間事業者が連携し、積極的に地域で再エネ導入等を進め、脱炭素につなげていく先行的な取組であり、県では、地域主導の意欲的な取組をこれまで同様しっかりと支援してまいりたいと考えております。

引き続き、事業者、市町村からの相談に丁寧に応じ、助言・指導しながら、再生可能エネルギーの導入拡大を進め

てまいります。

続いて、県有施設における再エネの地産地消の推進について申し上げます。

県では、山形県環境保全率先実行計画において、二〇三〇年度までに県の施設から排出される温室効果ガスを半減させる目標を掲げ、県有施設の省エネルギー化の推進や再エネの利活用等に全庁を挙げて取り組んでおります。

こうした中、このたびの大雨災害により庄内・最上地域を中心に大規模な停電が発生したことや、昨今のエネルギー価格の高騰などから、県有施設においても、エネルギー供給のレジリエンス強化や再エネのさらなる導入と活用の必要性が再認識されたところです。

これまでの県の取組としましては、平成二十四年度から二十七年度にかけて、政府のグリーンニューディール基金を活用し、県庁舎や総合支庁、県立高校など、地域の防災拠点となる施設七十三か所に太陽光発電等の設備や蓄電池を設置しております。また、令和二年に開館した県総合文化芸術館に太陽光発電と蓄電池を、今年四月に供用開始した寒河江工業高等学校の新校舎では、太陽光発電のほか、冷暖房の一部に地中熱を活用するなど積極的に取り組んでいるところであります。

今後、県有施設への再エネ導入をさらに進めていく上で、初期投資不要な太陽光発電のPPAモデルの導入可能性や、さらには、省エネと再エネの導入によりエネルギー消費を実質ゼロにするZEB（ゼブ）——ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング化の推進についても検討を進めてまいります。

また、これらの新たな取組の成果や政府の動向などについて、全部局で構成するゼロカーボンやまがた推進本部等において共有を図り、全庁挙げて積極的に再エネの導入と活用を進め、地産地消につなげてまいりたいと考えております。

さらに、こうした取組を通して得られた効果や課題を市町村や事業者、県民へ積極的に発信し理解促進を図り、県全体の取組に広げ、エネルギー戦略で定める再エネの開発目標の達成、ひいてはカーボンニュートラル社会の実現につなげてまいります。

三点目、下水処理後の汚泥再利用による脱炭素社会・循環型社会の実現についてお答え申し上げます。

県では、第三次山形県循環型社会形成推進計画に基づき、資源循環型社会システムの形成や資源の循環を担う産業の振興、廃棄物の適正処理などの取組を進めております。

下水処理後の汚泥の再利用につきましては、県有の下水道処理施設での有効利用率は令和四年度で約九三%であり、また、市町村分を含めた県全体では約八八%と、全国平均の七四%より高くなっております。さらに、そのうち肥料としての再利用につきましては、全国では約一割にとどまっておりますが、本県では約六割となっております。

こうした中、県としては、下水汚泥のさらなる有効活用を進めていく必要があると考えており、毎年、年度初めに開催される県内十三市の環境担当課長会議におきまして、市町村における下水汚泥の肥料化の取組を促す呼びかけを行っておりますほか、事業者が行う廃棄物のリサイクル施設・設備整備に対する支援などの取組も行っております。

また、県内事業所が下水汚泥等の廃棄物を活用して製造する肥料等をリサイクル製品として認定しており、県機関や県内市町村に対してこうした認定製品の優先調達を呼びかけております。さらに、リサイクル認定製品展示会を開催するほか、県機関において認定製品を実証的に活用するなど、認定製品の販路拡大と県民への普及に取り組んでいるところであります。

一方で、下水汚泥の肥料化を推進していくためには、作られた肥料が農業等の現場で使われなければなりません。肥料成分の保証や製品の認知度不足といった課題も見受けられます。こうした中、政府においては、肥料成分を保証する新たな公定規格である菌体リン酸肥料を創設したところであり、この制度の周知等について、関係部局と連携し進める必要があると考えております。

県としましては、下水汚泥の肥料化とその活用について関係部局が連携して取り組むとともに、引き続きリサイクル認定製品の利用促進を図り、県内に広く流通させることで、廃棄物の有効活用につなげ、循環型社会の形成を推進してまいります。

○議長（森田 廣議員） 岡崎産業労働部長。

○産業労働部長（岡崎正彦君） 半導体関連の産業政策についてお尋ねいただきました。

半導体の安定供給確保に向けて、熊本県や宮城県に台湾の大手半導体製造企業が進出するなど、国内での半導体生産に向けた動きが活発化する中、半導体製品をはじめ、部材の製造加工から半導体製造装置の製造までに及ぶ県内の多様な半導体関連企業の取引拡大や、新たな企業の誘致につなげていくことが重要と考えております。

これまで県では、半導体関連企業百三十四社と行政、金融、産業支援機関で組織する山形県半導体関連産業研究会を中心に、半導体関連情報の共有や大規模展示会への出展支援のほか、工業技術センターと企業との共同研究による製造プロセスの技術支援など、県内企業の取引拡大や技術力向上に取り組んでまいりました。

また、今年三月には、やまがた産業支援機構が熊本県等の製造装置メーカーと県内企業十九社との商談会を新たに

開催し、現時点で五件の商談が成立しております。さらなる取引拡大を目指し、今定例会には、本年十二月に九州地方で開催される大規模展示会への出展支援を提案させていただいております。一層の取引拡大を図りたいと考えております。

東北地方における取組としては、今年四月に、県内の七社を含む企業三十六社や学術・行政機関から成る「東北半導体・エレクトロニクスデザインコンソーシアム」が設立され、管内の半導体関連の人材育成やサプライチェーンの強靱化が進められております。県では、同団体との連携を密にしながら、宮城県に立地する半導体製造企業や近隣県に進出する半導体関連企業との取引につながるように、情報収集と商談機会の創出に取り組んでまいります。

関連する企業の誘致に向けては、先行する九州地方での進出事例を参考に、必要とする人材確保等の立地条件を見極めながら、宮城県に進出する半導体製造企業や投資情報を有する金融機関と情報交換・共有を図るとともに、距離の近さや本県の半導体分野での幅広い企業集積などの優位性を示しながら関連企業にアプローチするなど、積極的な誘致活動を行ってまいります。

県としましては、半導体製造企業の宮城県進出等を大きなチャンスと捉え、県内半導体関連企業の取引拡大及び本県へのサプライヤー企業の誘致に向けて、関係機関と緊密に連携を図りながら、しっかりと取り組んでまいります。

○議長（森田 廣議員） 星農林水産部長。

○農林水産部長（星 里香子君） 水田畑地化の状況と今後の畑地利用の県の考え方についてお答えいたします。

本県における令和五年度の畑地化促進事業の実施状況につきましては、畑地化が行われた面積は七百七十七ヘクタール、取組件数は五百三十七件となっております。品目別では、ソバが全体の四六％、続いて野菜等の高収益作物が三〇％、飼料作物が二二％となっております。

令和六年度については、既に六月に採択を受けており、現在交付に向け手続を行っているところですが、その面積は千十ヘクタール、件数は八百三十五件と昨年を上回る採択状況となっており、今後も、面積、件数ともに拡大していくものと考えております。

こうした状況において、畑地化した生産者が水田活用の直接支払交付金や畑地化促進事業による支援がなくなった後も畑地での収益性を確保することが必要であり、特に、平たん部に比べ気象や地理的条件が不利な中山間地域においても安定した収益を確保することが重要です。

これらのことから、生産性のさらなる向上など、畑地における持続的な作物の生産に向けた支援が課題と考えております。

このため県では、大豆、ソバ等の転作作物に係る収量・品質の高位安定化のための技術指導、スマート農業の活用による省力化・低コスト化、啓翁桜やワラビのように比較的労力がかからず、かつ高収益な品目への作付転換等の取組に対する指導、また国庫補助事業を活用した集出荷施設等の整備への支援など、産地のニーズに合わせ、ソフト、ハードの両面から支援を行ってまいります。

これらに加え、政府に対し、中山間地域等の条件不利地での畑作物の持続的な生産を支援するため、畑作物の直接支払交付金の拡充など、助成措置の充実を図ることについて施策提案を行っているところです。

県といたしましては、各産地の営農ビジョンを踏まえ、生産者が将来にわたり畑地における営農活動が継続できるよう、畑作物の振興を図ってまいります。

○議長（森田 廣議員） 高橋教育長。

○教育長（高橋広樹君） 私には三問御質問をいただきました。

初めに、第七次山形県教育振興計画の現在の検討状況についてお答え申し上げます。

県教育委員会では、次期教育振興計画の策定に向け、検討委員会で検討等を重ね、本年三月には、「ウェルビーイングを目指し、多様な個性あふれる持続可能な社会の実現を担う山形の人づくり」を目標とした骨子案をお示したところであります。ウェルビーイングとは、個人の幸せはもとより、多様な個性が集まった社会全体が将来にわたってよい状態にあることで、政府の教育振興基本計画でも掲げられている考え方です。

ウェルビーイングを目指すためには、互いの個性や価値観を認め合いながら、県民一人一人が社会全体の幸福に関わる当事者として、持てる力を生かし前向きにチャレンジすることが重要であり、このような取組を続けることで持続可能な社会の実現につながるものと考えております。

骨子案では、この目標の達成に向け、三つの方針と具体的な施策の方向性を示しております。

一つ目の方針は「一人ひとりが自分らしく可能性にチャレンジできる学びを実現する」であり、施策の方向性としては、自ら考え主体的に行動する力の育成、新たな価値を創造する力の育成、豊かな心と健やかな体の育成の三つの柱としております。

二つ目の方針は「誰一人取り残されず、誰もが続けられる学びの機会を充実する」であり、施策の方向性としては、特別支援教育の充実など個々の事情を尊重した学びの実現と生涯学習や社会教育、スポーツ・芸術文化活動の推進の

二つの柱としております。

三つ目の方針は「社会の変化に対応した学びの環境を整える」であり、施策の方向性といたしましては、教育DXの実現、学校施設の整備や県立学校の再編など活力あふれる学校の実現、家庭や地域との連携強化の三つの柱としております。

さらに、もとより教育は社会全体として取り組むべきものであります。県民一人一人が自分事として捉え、当事者としてそれぞれの役割を果たすことが重要ですので、家庭や地域等として望まれる取組について、県民へのメッセージとして盛り込みたいというふう考えております。

今後は、年度末の策定を目指し、方針等に沿って具体的施策の検討を進めてまいります。

次に、少子化進行に伴う県立高校の在り方の検討状況についてお答えいたします。

県教育委員会では、これまで、現行の県立高校再編整備基本計画に基づき、県立高等学校の統廃合や学級数の削減に加えまして、中高一貫校や探究科・探究コースの設置、夜間定時制から昼間定時制への移行など、時代の進展に対応した教育環境の整備を進めてきたところでありますが、現計画が今年度終期を迎えますことから、現在、次期計画の策定に向け、有識者による検討委員会を設置し、検討を進めているところであります。

これまで三回開催した検討委員会では、「対応すべき社会の変化と今後の高校教育に求められるもの」と「県立高校の将来の基本的な在り方」をテーマに、県立高校に求められます規模や学科の配置の考え方、定時制・通信制を含めた県立高校の学びの充実の在り方、特別な支援を要する生徒への対応などについて議論をいただいていたところであります。

この中で、委員からは、「多くの仲間と切磋琢磨したり好きな部活動に打ち込むことができるようにするためには一定の学校規模が必要」との意見がある一方で、「生徒の特性に応じた少人数によるきめ細かな教育の場も重要」との意見がありました。また、地域と連携・協働した取組を通じまして、地域振興の核となっている小規模校の教育活動を評価する意見もありました。さらに、地域産業を支える人材を育成する産業系高校が県内各地域に配置されていることの重要性や、地域や産業界、大学等高等教育機関とのさらなる連携による学びの魅力向上、AIの活用やデジタルスキルの習得といった、これからの時代を牽引する学びができる新しい学科の必要性など、多岐にわたる御意見をいただいたところであります。

県教育委員会といたしましては、今後取りまとめられる検討委員会の報告書を基に、持続可能で多様な教育ニーズに応えることのできる県立高校の在り方について、さらに検討を進めてまいります。

最後に、部活動の地域移行に向けた現状と今後の見通しについてお答えいたします。

部活動の地域移行について、県教育委員会では、これまで部活動改革に係る基本的な考え方、学校として取り組むべき事項、受皿となる団体を決定するまでのプロセス等を整理したガイドラインを作成するとともに、先進的な取組事例について情報を提供したり、市町村が抱える課題について意見交換の場を設けるなど、市町村の取組を支援してまいりました。

このような中、市町村におきましても、部活動改革に係る検討組織の設置や指導者の確保等の取組が進み、改革推進期間初年度の令和五年度におきましては、全ての市町村で検討組織が設置されますとともに、市町村が運営主体となって新たなクラブを設立したり、既存の総合型地域スポーツクラブとの連携等により、中学校部活動の三分の一について、休日の部活の地域移行が進んだところであります。市町村の取組については、政府の委託事業を活用しておりますが、今年度は二十四の市町村が取り組むこととしており、全国でもトップクラスの実施率となっております。

一方で、生徒数の減少や施設の確保が難しいことなどにより単独の市町村では地域移行が困難なケースや、地域クラブで活動する指導者の確保・育成などが課題として顕在化しております。

このため、県教育委員会では、今年度新たに、部活動改革について知見を有し、地域のスポーツ環境等の実情にも精通している三名の方を県アドバイザーとして配置し、個別市町村からの相談対応はもとより、県内四地区で市町村担当者等会議を開催し、各市町村のニーズやリソースの把握・共有を図りながら、広域的な連携に向けた取組を支援しているところであります。

指導者の確保・育成につきましても、企業でスポーツに携わっている方や県内の大学や専門学校等の学生に対し指導者として参加を働きかけるなど、新たな指導者の掘り起こしを行っているところであります。

また、県スポーツ協会と連携し、生徒との接し方や安全管理、ハラスメント防止等を内容に地域クラブ等指導者研修会を県内四地区で開催し、指導者の資質向上を図っていくこととしております。

県教育委員会といたしましては、部活動の地域移行が円滑に進みますように、引き続き関係団体等と連携し、市町村の取組の支援について努めてまいります。

○議長（森田 廣議員） 以上をもって通告者の発言は全部終わりました。

質疑及び質問を終結いたします。

○議長（森田 廣議員） 以上をもって本日の日程は終わりました。

明二十六日から十月一日までの六日間は議案調査、委員会審査及び休日のため休会とし、十月二日定刻本会議を開き、予算特別委員長より審査の経過について報告を求めます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 三時 十五分 散 会

令和六年十月二日（水曜日）午後一時零分 開議

議事日程第四号

令和六年十月二日（水曜日）午前十時開議

- |      |  |
|------|--|
| 第一   | 予算特別委員会の報告について                               |
| 第二   | 議第百十七号 令和六年度山形県一般会計補正予算（第二号）                 |
| 第三   | 議第百十八号 令和六年度山形県国民健康保険特別会計補正予算（第一号）           |
| 第四   | 議第百十九号 令和六年度山形県港湾整備事業特別会計補正予算（第一号）           |
| 第五   | 議第百二十号 令和六年度山形県流域下水道事業会計補正予算（第一号）            |
| 第六   | 議第百二十一号 令和六年度山形県電気事業会計補正予算（第二号）              |
| 第七   | 議第百二十二号 令和六年度山形県工業用水道事業会計補正予算（第一号）           |
| 第八   | 議第百二十三号 令和六年度山形県水道用水供給事業会計補正予算（第一号）          |
| 第九   | 議第百二十四号 令和六年度山形県病院事業会計補正予算（第一号）              |
| 第十   | 議第百二十五号 一般職の任期付職員採用等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について |
| 第十一  | 議第百二十六号 山形県事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例の設定について   |
| 第十二  | 議第百二十七号 漁港事業に要する費用の一部負担について                  |
| 第十三  | 議第百二十八号 基幹水利施設ストックマネジメント事業等に要する費用の一部負担について   |
| 第十四  | 議第百二十九号 河川内水利施設適正化事業等に要する費用の一部負担について         |
| 第十五  | 議第百三十号 都市計画街路事業に要する費用の一部負担について               |
| 第十六  | 議第百三十一号 流域下水道の建設事業に要する費用の一部負担について            |
| 第十七  | 議第百三十二号 港湾事業に要する費用の一部負担について                  |
| 第十八  | 議第百三十三号 急傾斜地崩壊対策事業に要する費用の一部負担について            |
| 第十九  | 議第百三十四号 山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業契約の一部変更について       |
| 第二十  | 議第百三十五号 山形県総合文化芸術館（文化機能）の指定管理者の指定について        |
| 第二十一 | 議第百三十六号 山形県県民の森の指定管理者の指定について                 |
| 第二十二 | 議第百三十七号 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構定款の一部変更について       |
| 第二十三 | 議第百三十八号 山形県教育委員会委員の任命について                    |
| 第二十四 | 請願   |

本日の会議に付した事件

議事日程第四号に同じ。

出席議員（四十三名）

- |     |   |    |     |    |
|-----|---|----|-----|----|
| 一   | 番 | 石川 | 渉   | 議員 |
| 二   | 番 | 齋藤 | 俊一郎 | 議員 |
| 三   | 番 | 橋本 | 彩子  | 議員 |
| 四   | 番 | 松井 | 愛   | 議員 |
| 五   | 番 | 石川 | 正志  | 議員 |
| 六   | 番 | 江口 | 暢子  | 議員 |
| 七   | 番 | 阿部 | 恭平  | 議員 |
| 八   | 番 | 鈴木 | 学   | 議員 |
| 九   | 番 | 伊藤 | 香織  | 議員 |
| 十   | 番 | 石塚 | 慶   | 議員 |
| 十一  | 番 | 関  | 徹   | 議員 |
| 十二  | 番 | 阿部 | ひとみ | 議員 |
| 十三  | 番 | 梅津 | 庸成  | 議員 |
| 十四  | 番 | 今野 | 美奈子 | 議員 |
| 十五  | 番 | 高橋 | 弓嗣  | 議員 |
| 十六  | 番 | 佐藤 | 文一  | 議員 |
| 十七  | 番 | 相田 | 日出夫 | 議員 |
| 十八  | 番 | 佐藤 | 正胤  | 議員 |
| 十九  | 番 | 遠藤 | 寛明  | 議員 |
| 二十  | 番 | 相田 | 光昭  | 議員 |
| 二十一 | 番 | 遠藤 | 和典  | 議員 |
| 二十二 | 番 | 菊池 | 文昭  | 議員 |

二十三番	高橋	淳	議員
二十四番	青木	彰	議員
二十五番	石黒	覚	議員
二十六番	梶原	宗明	議員
二十七番	五十嵐	智洋	議員
二十八番	能登	淳一	議員
二十九番	柴田	正人	議員
三十番	渋間	佳寿美	議員
三十一番	矢吹	栄修	議員
三十二番	小松	伸也	議員
三十三番	吉村	和武	議員
三十四番	高橋	啓介	議員
三十五番	高木	村忠三	議員
三十六番	加賀	正和	議員
三十七番	森谷	仙一郎	議員
三十八番	榎津	博士	議員
三十九番	奥山	誠治	議員
四十番	伊藤	重成	議員
四十一番	船山	現人	議員
四十二番	田澤	伸一	議員
四十三番	森田	廣	議員

説明のため出席した者

知事	吉村	美栄子	君
副知事	平山	雅之	君
企業管理者	松澤	勝志	君
病院事業管理者	阿彦	忠之	君
総務部長	岡本	泰輔	君
みらい企画創造部長	小中	章雄	君
防災くらし安心部長	中川	崇	君
環境エネルギー部長	高橋	徹	君
しあわせ子育て応援部長	西澤	恵子	君
健康福祉部長	柴田	優	君
産業労働部長	岡崎	正彦	君
観光文化スポーツ部長	大泉	定幸	君
農林水産部長	星	里香子	君
県土整備部長	小林	寛	君
会計局次長	佐藤	泰宏	君
財政課長	大村	敏弘	君
教育長	高橋	広樹	君
公安委員会委員長	北村	正敏	君
警察本部長	鈴木	邦夫	君
代表監査委員	松田	義彦	君
人事委員会委員長	安孫子	俊彦	君
人事委員会事務局長	荒木	泰子	君
労働委員会事務局長	鈴木	和枝	君

午後 一時 零分 開 議

○議長（森田 廣議員） これより本日の会議を開きます。

日程第一予算特別委員会の報告について

○議長（森田 廣議員） 直ちに日程に入ります。

日程第一予算特別委員会の報告を行います。

予算特別委員会における審査の経過について、予算特別委員長の報告を求めます。予算特別委員長柴田正

人議員。

○予算特別委員長（柴田正人議員） 予算特別委員会における審査の経過について御報告申し上げます。

本委員会は、県予算の総合的な審査並びに県財政及び県政課題についての調査審議を行うため、九月二十七日、三十日及び十月一日の三日間にわたり開催されました。

審査に当たりましては、吉村知事をはじめ執行部の出席を求め、計八名の委員により県政の幅広い分野にわたり質疑・質問や新たな施策展開に向けた提言などを行ったのであります。

以下、その主な事項について申し上げますと、「大雨災害の頻発化を踏まえた住宅の水害対策支援について。また、市町村が行う排水ポンプ等による内水氾濫対策については、財源確保に向けて国へ働きかけるとともに県としても導入に向けた支援を講じていくべきと考えるがどうか」「県立河北病院と寒河江市立病院の統合再編・新病院整備に向けては基本構想案作成の段階から西村山管内四町も参画できるようにするべきと考えるがどうか。また、診療エリアの継承を考慮した新病院の立地条件等について」「現在策定中の第四次山形県総合発展計画次期実施計画の地域版について、地域をさらに細分化するなど各地域の実情に応じた詳細な内容とし市町村と連携の下取り組んでいくべきと考えるがどうか」「本県における里親制度の現状及び課題について。また、市町村及び児童養護施設において子供や家庭への支援業務に当たる職員の専門性向上に向けたこども家庭ソーシャルワーカーの育成支援について」「社会的な理解が十分に深まっていない吃音症状のある児童生徒への理解促進に向けた教育現場の取組状況について」「令和八年度から高等学校入学選抜方法を改善する狙い及び具体的内容について。また、個人の様々な理由で登校できない生徒もいることから高等学校入学選抜の調査書における出欠記録欄の廃止を検討すべきと考えるがどうか」「保育料無償化に向けた段階的負担軽減事業の支援拡充を含めた来年度以降の方向性について」「南陽市及び高島町で発生した大規模林野火災への対応に係る検証結果を踏まえた県・市町村・関係機関の今後の連携体制について。また、防災ヘリコプターやドローンの活用による効果的な消防活動を行うための航空統制の在り方について」「流域治水対策として地域の防災・減災に貢献する田んぼダムの整備拡大に向けた取組状況及び今後の対応について」「東北公益文科大学の令和八年四月からの公立化に向けた取組の進め方について。また、副理事長の立場にある副知事の公立化に係る所感について」「プラスチックごみ削減の推進を目的に設置した県庁内給水スポットの利用状況について。また、本事業によるペットボトルの削減効果及びさらなる普及拡大について」「ギャンブルを原因とする多重債務の相談状況及び山形県ギャンブル等依存症対策推進計画の取組に対する評価について。また、教育現場における若年層への対策としての理解増進の取組状況について」「今般の大雨災害による中小河川の復旧は農地の復旧と一体的に進めるべきと考えるがどうか。また、農地・農業用施設の被害状況及び農地の復旧と併せて行う基盤整備に係る考え方について」「国内からの観光誘客の拡大に向けては旅行者ニーズを的確に捉え四季を通した切れ目のない施策を展開すべきと考えるがどうか。また、市町村との連携構築及び観光人材の育成について」「空き家の利活用によるにぎわい創出等の取組状況及び民間事業者の活用や連携による市町村への支援について」「大雨災害からの復旧に当たる県職員の業務体制及び他自治体からの応援職員の受入れ状況について」「県産日本酒の海外トップセールスにおける現地での反応及び評価について。また、トップセールスを含めた今後の販路拡大戦略について」「スポーツマウスガード装着の重要性に係る県の認識及び普及啓発等の進め方について。また、スポーツに取り組む全ての県民の安全安心を確保するためには部局間のさらなる連携が必要と考えるがどうか」「医療人材の確保が全国的な課題となっている現状を踏まえた県立病院における看護師確保対策及び質の高い医療を提供していくための人材育成について」「県立高校における定員の充足率向上や学校活動の活性化が期待される県外志願者の受入れに係る取組状況及び志願者を増やすための情報発信について」「庄内圏域の水道事業における経営基盤の安定化を目指す水道広域化の進捗状況について。また、県企業局の水道用水供給事業との垂直統合に係る県の基本的な考え方及び課題認識について」「フルーツ・ステーション構想を断念した旨の報道に係る知事の真意について」「非常時に国が地方公共団体に対して指示権を行使できる改正地方自治法の運用に係る知事の所見について」「国道四十七号の代替道路のない区間における度重なる通行止めの発生を踏まえた新庄酒田道路の早期完成に向けた県の考え方について。また、陸羽西線の運行再開に向けた見通しについて」などであります。

以上、本委員会における審査の経過についての報告を終わります。

○議長（森田 廣議員） 予算特別委員長の報告は終わりました。

日程第二議第百十七号議案から日程第二十三議第百三十八号議案まで

○議長（森田 廣議員） 次に、日程第二議第百十七号令和六年度山形県一般会計補正予算第二号から、日程第二十三議第百三十八号山形県教育委員会委員の任命についてまでの二十二案件を一括議題に供します。

議第百三十八号議案の採決

○議長（森田 廣議員） この場合、お諮りいたします。ただいま議題となっております案件中、議第百三

十八号山形県教育委員会委員の任命については、事件の性質上所定の手続を省略、直ちに採決いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田 廣議員） 御異議なしと認めます。よつて、所定の手続を省略、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。議第百三十八号については、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田 廣議員） 御異議なしと認めます。よつて、議第百三十八号はこれに同意することに決定いたしました。

議第百十七号議案から議第百三十七号議案まで  
（各常任委員会付託）

○議長（森田 廣議員） この場合、議第百十七号から議第百三十七号までの二十一案件は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔参 照〕

常 任 委 員 会 付 託 表

（令和6年9月定例会）

委員会名	件 名
総 務	議第117号 令和6年度山形県一般会計補正予算（第2号）中 1 第1条第1表 歳入歳出予算補正中 歳入全部、歳出 第2款総務費、第3款民生費第4項、第4款衛生費第2項の一部、第10款教育費第1項の一部及び第6項 4 第4条第4表 地方債補正 議第125号 一般職の任期付職員採用等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について 議第126号 山形県事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
文教公安	議第117号 令和6年度山形県一般会計補正予算（第2号）中 1 第1条第1表 歳入歳出予算補正中 歳出 第9款警察費、第10款教育費ただし第1項の一部及び第6項を除く、第11款災害復旧費第3項の一部 2 第2条第2表 繰越明許費中 第9款警察費 3 第3条第3表 債務負担行為補正 1追加中 公立高等学校入学者選抜及び県立中学校入学者選抜Web出願システム導入等業務委託契約から警察移動無線通信システム用無線機器製造請負契約まで 2変更 議第134号 山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業契約の一部変更について
厚生環境	議第117号 令和6年度山形県一般会計補正予算（第2号）中 1 第1条第1表 歳入歳出予算補正中 歳出 第3款民生費ただし第4項を除く、第4款衛生費ただし第2項の一部を除く、第11款災害復旧費第4項及び第5項 2 第2条第2表 繰越明許費中 第11款災害復旧費 議第118号 令和6年度山形県国民健康保険特別会計補正予算（第1号） 議第124号 令和6年度山形県病院事業会計補正予算（第1号） 議第137号 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構定款の一部変更について
農林水産	議第117号 令和6年度山形県一般会計補正予算（第2号）中 1 第1条第1表 歳入歳出予算補正中 歳出 第6款農林水産業費、第11款災害復旧費第1項、第2項の一部及び第3項の一部 議第127号 漁港事業に要する費用の一部負担について 議第128号 基幹水利施設ストックマネジメント事業等に要する費用の一部負担について 議第129号 河川内水利施設適正化事業等に要する費用の一部負担について 議第136号 山形県県民の森の指定管理者の指定について

<p>商工労働 観 光</p>	<p>議第117号 令和6年度山形県一般会計補正予算（第2号）中  1 第1条第1表 歳入歳出予算補正中 歳出 第7款商工費  3 第3条第3表 債務負担行為補正 1追加中 空港地上支援車両購入契約  議第135号 山形県総合文化芸術館（文化機能）の指定管理者の指定について</p>
<p>建 設</p>	<p>議第117号 令和6年度山形県一般会計補正予算（第2号）中  1 第1条第1表 歳入歳出予算補正中 歳出 第8款土木費、第11款災害復旧費  ただし第1項、第2項の一部、第3項、第4項及び第5項を除く  2 第2条第2表 繰越明許費中 第8款土木費  3 第3条第3表 債務負担行為補正 1追加中 街路整備事業に係る用地取得、  物件移転及び損失補償契約から一般国道121号公共土木施設災害復旧工事  （第4工区）請負契約まで  議第119号 令和6年度山形県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）  議第120号 令和6年度山形県流域下水道事業会計補正予算（第1号）  議第121号 令和6年度山形県電気事業会計補正予算（第2号）  議第122号 令和6年度山形県工業用水道事業会計補正予算（第1号）  議第123号 令和6年度山形県水道用水供給事業会計補正予算（第1号）  議第130号 都市計画街路事業に要する費用の一部負担について  議第131号 流域下水道の建設事業に要する費用の一部負担について  議第132号 港湾事業に要する費用の一部負担について  議第133号 急傾斜地崩壊対策事業に要する費用の一部負担について</p>

日 程 第 二 十 四 請 願

○議長（森田 廣議員） 次に、日程第二十四請願を議題に供します。  
本件についても、願意の内容審査のため総務常任委員会に付託いたします。

○議長（森田 廣議員） 以上をもって本日の日程は終わりました。  
明三日から七日までの五日間は委員会審査及び休日のため休会とし、八日定刻本会議を開き、各常任委員  
長より審査の経過と結果について報告を求めます。  
本日はこれをもって散会いたします。  
午後 一時 十一分 散 会